令和２年第６回　飯塚市議会会議録第４号

　令和２年１２月１１日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第５日　　１２月１１日（金曜日）

第１　市内学校における児童の新型コロナウイルス感染症の発生について

第２　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。執行部から、市内学校における児童の新型コロナウイルス感染症の発生について、発言をしたい旨の申し出があっておりますので、これをお受けいたします。市長。

○市長（片峯　誠）

市議会冒頭の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。昨日、飯塚市立学校の２校で、児童が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明いたしました。本市においても感染の広がりを心配してはおりましたが、今回の状況は感染拡大を懸念するものでありますので、市議会の皆様と情報を共有するため、報告をさせていただきます。詳細につきましては、教育長のほうから報告をいたします。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

昨日、令和２年１２月１０日木曜日、夜に、市立小学校２校、大分小学校、飯塚東小学校で児童計３名の新型コロナウイルスへの感染が判明しました。大分小学校は感染者１名で、年齢は１０歳未満で男性です。飯塚東小学校は感染者２名で、どちらも年齢は１０歳未満で女性です。

今後の対応としては、まず、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の調査による助言をもとに、本日、１２月１１日金曜日から１３日日曜日までに、全児童及び全教職員のＰＣＲ検査を実施するために、本日、１２月１１日金曜日を臨時休業とします。その後、ＰＣＲ検査の結果を踏まえ、臨時休業等の措置を検討いたします。以上でございます。

○議長（上野伸五）

　報告が終わりましたので、ただいまより、報告に対する質疑をお受けいたしますが、質疑される議員におかれましては、会議規則第５１条に基づき、報告事項に対する簡明な質疑を行っていただきますようにお願いいたします。質疑はございませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。大分小学校と飯塚東小学校の児童と教職員全員にＰＣＲ検査を受けてもらうということなんですけど、これはどこの判断ですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　昨日、夜に判明をいたしまして、私ども、学校、それから市の教育委員会、そして嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と協議いたしました。その折に、保健所から調査を踏まえて助言をいただいたものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２つ聞きます。保健所はどういう調査をしたんですか。それから、保健所が行ったのは助言ですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　昨日は学校のほうから関係の資料を準備していただきまして、生徒の活動状況等について、あるいは児童クラブへの通所状況等、当然、感染のリスクが考えられる事柄について、学校側が知り得ているものを全て保健所のほうにお話をして、それを踏まえて保健所のほうから助言をいただいたものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう一つ、それは助言ですかと聞いたことについては説明がなかったんですけど。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　基本的には、保健所の機能として調査、そして助言・見解というものを、私どもにいただくものだと思いますので、それを受けて最終的には市の教育委員会で検討いたしまして、臨時休業等につきましては、設置者の権限でございますので、協議をして、市として決定したものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２つ一緒に聞いたのがちょっと難しかったかな。では、調査というのは、学校の責任者の報告を保健所が聞いたという意味ですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　保健所のほうがさまざまな事例に当たっておられますので、学校という舞台での感染リスク等について懸念される事柄を詳細にお聞きになられたことに対して、学校のほうがしっかりとお答えをして、必要十分な情報を保健所のほうで得られて、私どもに助言をいただいたものと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　学校の報告を聞いたのが、教育長が答弁された保健所の調査という意味ですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　はい、そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その際に、子どもが給食をとるときに、どういう状態でとったかとかいうようなことは、大分小と飯塚東小について詳細な聞き取りがあったでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　調査内容の全てについては私も把握をしておりませんが、質問者がおっしゃいますように、学校においては食事の時間というのは大変リスクの高い場面でございますので、そのことは調査の中で質問があったというふうに聞いております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　聞いておりますというか、教育長は同席していたわけではないんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　関係課の課長等が参って、学校とともに協議を行ったものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　教育長は同席していないのか、それを今聞いたんですよ。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　保健所で３者の協議・助言を受ける場面では、私は同席いたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　助言の話なんだけど、それは、その助言の具体的な中身、どういう助言なんですか。今言われた学校経営に関する助言なんですか。休校措置をこうしますよという、検査の結果によって判断しましょうという、休校というのはそのくらいですよというのが保健所の助言ですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　具体的な保健所からの助言の内容は、今回の事例に照らして、まずは感染拡大防止のためにこういう集団の生徒はＰＣＲ検査をすべきだという助言でございます。その中に幾つか案がございまして、私どもとしては、冒頭に市長が今回の件についてお話しされましたように、感染拡大の懸念が十分あるということで、最大限の措置をとったというふうに認識いたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今のお話だと、保健所はこういう状況、子どもの集団の場合は全員ＰＣＲ検査をすべきだと、そういう助言の仕方をしたんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　案の中には最低限のものと、当然、感染拡大を懸念しての最大限のものというような案がございまして、私どもはそういった助言を踏まえて検討して、最善の策としての最大限の措置をとったわけでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その助言は口頭ですか、それとも文書を示しての助言ですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　協議の終盤での、口頭で具体的な案をお示しされました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今の話だと行政検査をどの範囲に、全員にする、しないは、教育委員会、教育長の判断ですよというふうに聞こえるけど、そういうことなんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　検査につきまして、保健所は、私どもの認識では調査をしていただきまして、冒頭に申し上げましたけれども、私どもに助言をいただくと。それは当然、専門機関としての妥当で専門性の高い助言であろうかと思います。それを踏まえて、私どもが検討し、判断するということになろうかと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この検査は本人たちの自発的な意思に基づく検査ですか。自己負担が発生する、そういう検査なんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　実施の主体は保健所がやっていただきますので、保健所の説明を受けて、そして保護者のほうに検査の内容を渡すことになりますので、そういう形でございます。そして経費につきましては、県の保健所のほうが持つということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この検査の性質を聞いているんです。希望する人が受ける検査なのかと。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　検査につきましては、保健所のほうが保護者に説明をされまして、当然、ご理解、そしてご承諾をいただいたという認識の上に立って、していただくものというふうに、私どもは認識しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは行政検査なんでしょう。何の検査なんですか、これは。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　行政検査という範疇であろうかと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この行政検査をするかどうかは誰が決めるんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　当然、今回私どもがご相談申し上げました嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　保健所の意思決定なんですね、この行政検査をするというのは。そういうことですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　端的に申し上げますと、そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それだと、さっきの教育長の説明は少しおかしい。保健所が助言をしたと言ったよね。保健所の意思を示されたわけではないんですか。それにあなた方が協力するということではなかったんですか。今の話をずっと考え合わせると。どうなんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　私の文言で助言と申し上げた内容は、今、質問者がおっしゃるような中身でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　意味がわからない。最初あなた方は、この検査は保健所の助言ですというから、誰が決めたのかなと。誰が責任を持ってこれをやるのかなと思うじゃないですか。ところが実際聞いてみると、保健所の意思だというわけでしょう。県の予算でやるわけでしょう。県の決定ではないですか。では、なぜ助言とあなた方が言うのかがわからない。どうして助言と言うのですか。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１０時１５分　休憩

午前１０時１６分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今回の件につきましては、感染者が発生いたしまして、学校の関係者が嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、保健所のほうで協議して、そのときの子どもさんの状況とか、そういうものを協議して、どういう状況だったのかというのを判断して、保健所のほうがまずそういうことであれば、こういう形、こういう形がありますよというようなこと、これを今、教育長が言う助言ということになったわけでございます。それを踏まえて、教育委員会として最終的に保健所と協議しまして、その協議を踏まえて、保健所が行政検査として感染拡大防止のために行政検査が必要だということで判断して、全児童の生徒に対するＰＣＲ検査をするということを決断したということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、まず、やりとりで一致できるところは、この検査は行政検査であり、全校児童、教職員を対象とするＰＣＲ検査は行政検査であり、福岡県の保健所の判断だということはわかりました。それは間違いないでしょう。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　最終判断は、県の保健所の判断でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いろいろちょっとわからなくなったのは、何か保健所がどうしますかというメニューか何かを出したわけですか。その中であなた方が、これがいいという選択をしたら、保健所がじゃあそれにしましょうというようなことになったわけですか。そういうことですか。メニューを示されて、これですと言ったら、保健所がじゃあそれにしましょうというふうに言ったというように聞こえましたけど、そういうことですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　協議の中で、さまざまシミュレーションする中で、幾つかの案は出たと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その案はどういう案が出たのか教えてください。そして、あなた方が全員検査を求めた理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　先ほども申し上げましたけれども、保健所のほうからは、限定的なものと、そして、当然全てを対象にするほうが網羅できるわけでございますので、その幅の中で案がございまして、その中で協議を進めていったわけでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　協議と言うんだけど、あなた方がその中で、これだと全員検査を希望したわけではないわけですか。全員検査を希望して、そして保健所がじゃあそれだったらそうしましょうという決定の仕方をしたのかと聞いたわけですよ。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　協議の中では、当然、私どもが一番懸念しているのは、市長がおっしゃいましたように、感染拡大の阻止でございますので、そういったことが一番実現できる案はどういうものかというようなことのやりとりはあったかと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　大きく言って限定的な対応と全員を対象にする対応とがありますよというのはわかりますよ。あなた方は結局、全員を対象とするものを希望したわけでしょう。全員を対象にしてくださいというふうに言ったんでしょう、感染防止の観点から、今のお話だと。あなた方はこれでいきたいという意思表明をしたんでしょう。市長もいない、教育長もいないところで意思表明したんでしょう。そういうことなんだよね。ちょっと答弁して。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　先ほどの繰り返しになりますけれども、質問者がおっしゃいました限定的なものから一番最大限の全てというものを、協議を進めていって、最終的に保健所が全てをするほうが、今回の事例の場合は適切だろうというような結論に至って、判断にも結びついたわけでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今言ったんですけど、その場には教育長もいなければ、市長もいなかったんでしょう。市の最高責任者、あるいは教育の最高責任者の意思はそこに反映していたんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　随時連絡は受けておりましたので、時間のほうも随分かかりましたので、その中で、そういったものが出てきているということで、市長とも私はきのう７時ぐらいから３０分ぐらい、法令で臨時休業するとなると、設置者の判断でございますので、教育委員会としてこういうような方向で今、考えていると。市としてどうですかというようなことで、市長とも協議をさせていただきました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　教育長と市長の話を聞いているわけじゃない。保健所と教育委員会の幹部と学校の責任者が３者が集まって、保健所で話し合ったんでしょう。協議の末に全員検査をしましょうということになったというか、保健所が判断したというわけでしょう。それを言うときに、市長の意思がさきにあってそういうことになったのか、あるいは教育長の意思があって全員検査になったのか。それとも、そういうことになったのをあなた方が後で知ったのか、どっちか聞きたいわけです。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　先ほど申し上げましたけれども、協議の過程の中で重要な部分につきましては随時連絡が入っておりましたので、市長ともそういった、先ほど申しましたように協議の場を持ちまして、今回の事例でこういうことが想定されるなということを話しておりました。その中で、協議の中で出た案につきまして連絡を受けて、最終的には教育委員会としては、協議終了後、職員が帰ってきて、当然、教育部の中で再度検討いたしまして、決定をして、そのことを私ども、こういうことでよろしくお願いいたしますということで、保健所のほうにも再度、再確認の連絡をさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　聞きますよ。先ほどから言っている保健所での３者の協議のときに、片峯市長の意思も武井教育長の意思も入っていなかったと。後で聞いて、そして再確認をしたと。それで違うんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　先ほど申しましたけれども、随時受けながら私どもの意思というのは、あるいは質問、そういうふうになっているけど、この辺はどうだとかいうことも質問をしながら、じかに協議している担当者と話をして、ですから、結論から申しますと、市長や私の意見というのは十分に反映をしていたというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　適当な答弁をしたらだめですよ。あなたはずっと今説明したではないですか。大体この協議の場に市長もだけど、教育長も行っていないとかいうのがあり得ない。こんな重大なことを決めるのに、協議するのに。そして時々連絡を取り合って、後で全員検査をすることについて、保健所が意思決定したので、意思を表明したので、聞いて後で再確認とか、自分が行っているんだったら再確認とか、するわけないでしょう。自分たちの意思が反映しているんだったら。それで、そもそも保健所は限定的という考え方も示したわけね。とんでもないと思うんですよ。８月初めのときにわずか３人しか検査していないでしょう、小学校で発生したときに。給食のときにマスクを取っていた、目の前で。その後３人しか検査していないではないですか。保健所の指導でしょう。この提案も一方ではあったわけやね。濃厚接触者を限りなく少なくしているわけですから、保健所は。なのに今回、全教職員と児童を検査すると。大分小学校、飯塚東小学校ね。子どものグループの状況とかいうふうに言われたけど、庄内小学校とどこが違うんですか、今回。どういう判断をしたのかな、そこは。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　まさに今、質問者がおっしゃるとおり、今まであった感染と、今回あえて議会の冒頭で報告までさせていただいたケースとではどう違うのかということでございますので、総合的な判断を最終的に私がしましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

これまでの感染につきましては、いわゆる家族内感染で保護者からお子さんがうつられた。でも、保護者が体調不良に陥られたときには、検査結果が出る以前からお子さんを、学校を休ませて、他の児童とは大きな接触はなかった、もしくは出てみえたとしても、極めて他の児童との接触が薄かったということで、濃厚接触者が極めて限定されておりました。

今回、保護者が陽性だということがわかったことが遅かったこと、あわせまして、お子さんが無症状であったので、何時間か学校に登校をなさっておりました。それで、その子の動線や、朝から下校するまで、そして児童クラブでの様相等々を確認する中で、まずは同じ学級の子どもは、これは何時間かにわたるので濃厚接触者である。しかしながら、年齢を考えても、他の児童との接触も休み時間だとか、放課後だとかも十分に考えられるので、これは、限定することは極めて感染拡大を考えると、そうすべきではないということで、既に最初にわかった時点で教育長と自分のほうで協議をしていました。その協議の中では保健所が判断をなさって、濃厚接触者として行政検査でＰＣＲ検査を行う子どもが限定的だったとしても、今回のケースは子どもの動きを考えると、全員検査とすることが必要であろうと、その際には、行政検査ではなくなれば、負担ということになりますので、それは市のほうで負担を考えるので心配ないようにということで教育長とも話をしておりました。その後、保健所のほうに、これ通常は、保健所は現場と保健所で確認をするんですが、飯塚市の場合、保健所と担当課や教育委員会がしっかり連携してくれておりますので、特段の打ち合わせの結果、関係の市や教育委員会の者も入るということでご理解をいただいておりますので、担当課の責任課長が同席しまして、話し合いをした次第でございます。その中で先ほどから教育長が説明しますとおり、少なくともこれはすべきです。ここまですることのほうが安心でしょうけれども、ただ、ご理解いただけると思いますが、今回のような全児童、全教職員ということになると、それぞれ非常に大きな作業になりますよというようなことまでお話があっておりました。しかしながら今回は、市としてもぜひ感染拡大、まさに懸念されるところですから、全員検査としたいというような希望も出しましたら、保健所のほうから、ではそういたしましょうということで、最終的に全てを行政検査で実施していただくことになった次第でございます。

今回、明日、それから明後日、日曜日までに検査があります。その状況をまた、しっかりと捉えまして、次の手、次の手というように打っていきながら、感染拡大防止に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。本日は、昨夜からの対応であって、まずは議会と市民の皆様にご報告したいという執行部の申し出であります。まだ整理できていないところも多々あろうかと思いますので、この場でまた誤った答弁があっては、またいけないと思いますので、執行部におかれては、また検査結果も含めて発表、また報告の場を持っていただくように私からもお願いをいたしますので、そろそろ、ほかの議員も質問がありますので、質問をまとめていただければと思います。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　行政検査、ＰＣＲの全員検査ということについては、当然ながら無症状の、圧倒的な無症状の方を検査するんだけど、専門家でない市の責任者や教育長が希望すれば、福岡県はそれを実施するというということなんですね。そういうことなんですね。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういう采配をしているのかな。今質問したではないですか。そういうことですかと聞いたではないですか。何で説明がないのに、ほかに質問はありませんかとか議長は言うのかな。

○議長（上野伸五）

　ご意見かと思いましたが。

○８番（川上直喜）

　質問じゃない明らかに。じゃあいいですよ、質問です、今のは。そういうことですか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　先ほど説明しましたとおり、県のほうは、この方々は明らかに濃厚接触者です。でもこういうことも懸念されますがということで、具体的に私どものほうにもお示しいただきましたので、私どものほうとしては、こういうことも可能性がある、その可能性については検査を実施してほしい。そして、市としてはすべきだと考えているということを申しまして、最終的に県のほうから、ではその意思に沿って、全員をということにしましょうとされたことで、無症状の人も何かやみくもにというようなことではありませんでした。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　やればできるじゃないですか。８月の庄内小学校で発生したときに、あなた方は何と言いましたか。保健所はこれだけの人たちだけが濃厚接触者ですから、保健所がそういうふうに言うから従いましたという態度をとったじゃないですか。そして、自分の責任は振り返らなかったよね。でも今、市長が答弁したとおり、また私がさっき確認を求めたとおりじゃないですか。だから素人であっても感染防止のために、無症状の方でも全員検査をしなければならないということがあるということが今、浮き彫りになっていると思います。市長も一歩前進したんでしょうから、今後の市政運営に反映してもらわないと、緊急な対応が必要ですからね。それを求めておきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

　きのうの夜からお疲れさまでございます。２、３点聞かせていただきます。全児童、教員にＰＣＲ検査ということなんですけど、一応結果が出る予定はどのくらいまでになっていますか。それとあわせて、休校の予定がどのくらいまで今の現状で組んであるのか、その２つについてお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　保健所からの話では、日曜日の昼ごろまでには該当校の全てのＰＣＲ検査の結果が出るというふうになっておりますので、当然、そのことで感染拡大しているかどうか、全てが把握できますので、それを受けて早急にまた学校、そして保健所とも話をさせていただいて、次の対応を打ってまいりたいと思います。

○議長（上野伸五）

　１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

　今、次の対応ということでお話がありましたが、もし児童さんの中で出た場合、この兄弟児とか、家族とかの感染も懸念されるわけですけど、そこら辺について今の現状で構いませんけど、どこまで検査していく予定なのか、その辺を教えていただけますか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　最も懸念しているというのが、実はそのことでございます。１２月１３日までに新たに感染者がなければ、家族内感染であったということで、拡大を抑える手は打ちやすいんですが、そうでなく、日曜日までに複数の感染者が出た場合については、これは既に学校内感染と考えられるのか、それともその子どもたちも地域で生活していますので、地域に感染が広がる可能性があるのか、それを保健所の助言や、これも他地区での事例も保健所はたくさんお持ちですので、そのことも参考にさせていただきながら、状況次第では行政、学校、保護者のみならず、地域にまで感染拡大防止のための具体的なご協力をお願いしなければならないということも想定して、今、対応準備をしようとしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

　対応準備を進めていくということです。それで、やはり感染拡大がなければいいんですけど、あった場合についての対応方法について、ちょっとさきもって言わせていただきますけど、当然ご家族があるわけで、ご家族の親御さんあたりは当然お勤めになっていると思います。そういった場合に感染拡大しているということがあれば、当然親御さんたちの検査も必要であろうし、親御さんがお勤めの企業あたりの感染拡大も懸念されますので、そういった事例が起こった場合の何らかの対応、その点企業に対する補助制度あたりも検討を視野に入れて、今後検討していっていただきたいと思います。

それともう一つ、聞き忘れたかもしれないし、聞き逃したかもしれないんですけど、全児童と全教員さん、これと学童の面についてはどういうことで言われましたかね。ちょっとそこだけ確認したいんですけど。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　学童についても、施設的に学校よりもまだ狭い空間でございますので、大変感染リスクがあるということで、その辺の懸念する指示・助言もございました。すみません。学童は本日、閉所でございます。

○議長（上野伸五）

　１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

　ちょっと聞き方がまずかったかもしれませんけど、学童に通うお子さんというのは、当然学校が終わって行く児童ですから、そこにお勤めというか、学童のお世話をしている方々、教員の方々もしくは学童の職員と言われる方、そちらに対してＰＣＲ検査を行うのか、行わないのかを教えてください。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　失礼いたしました。支援員の方も受けていただきます。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　きのうから大変、昨夜からお疲れさまでございます。感染の拡大をしないよう、全力で取り組んでいってほしいというふうに思います。それから、ＰＣＲ検査を全員するということですけど、これはどういう方法でするのか、例えば学校に来てされるのか、出向いて行ってするのかというようなことはわかりますか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　保健所のほうが学校に来ていただきまして、方法としては唾液を採取するという方法でございますので、保護者の方にご説明をして容器を渡して、そして持ち帰っていただいて、時間が少しかかるようでございますので、そしてまた回収をさせていただくということでございます。

○議長（上野伸五）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　そうしたら保護者の方は自宅で受けるということでいいですか。学校まで来ていただくのか。(発言する者あり)保護者はしない。わかりました。それと現時点で感染の原因というか、経路というのはわかっていますか。先ほど市長が家庭の方が具合が悪くなって、何日間か登校したみたいな話をされていますけど、全員が家庭感染ということなんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　保健所からの情報では、家庭内の感染でございます。

○議長（上野伸五）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　これはテレビでもやっていたんですけど、福岡県はほかの県に比べて自宅待機を極力減らすと。すぐに隔離するというような政策をやっているみたいですけど、今度感染した子どもたちの家庭はそういうことはなかったんですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　詳細な情報はまだ精査できておりませんので、その辺はまだ十分にわかっておりませんので、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　まだまだ予断を許さないとは思いますけれども、この事案についての風評被害、それから児童に対するいじめ等々の対策を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新型コロナウイルス対策室のほうとしましては、今回のことを受けまして、正しい情報を発信するということで、ただいまＳＮＳで発信をして、正しい情報を、感染拡大に向けてこういう措置をとったんだというような情報を流すということにいたしております。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　私からは何点か基本的なことをお伺いします。まず、大分小学校、飯塚東小学校の児童数、それから教職員の数、それと当然きょうは学校に行っていないでしょうから、保護者の方にどういう行動規制をされてあるのかどうかお伺いをします。

○議長（上野伸五）

　担当者を上がって来させますので、次の質問があれば。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　先ほど家庭内感染というお話がございましたが、飯塚東小学校２名ということでしたが、それぞれの２家庭の感染ということですか。学校の中での感染ではないということでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　質問者のおっしゃるとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　行政検査の対象範囲の資料を見ていますと、確かに当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものの中で濃厚接触者と、また、あと患者が複数発生し、濃厚接触が生じやすい状況にある地域や集団組織に属するものというのがあるので、全校やるというのはわからなくはないのですが、片一方でこの状況からすると、大分小学校についてはお１人の発生で全校となっている。そこに関しては、私が手元で見ている資料としては当たらないと考えるんですが、大分小学校を全校検査とした理由というのは、どういう形になりますか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　大分小学校の例につきましては、学童に通っていたということでございますので、学童は複数の学年にかかわるということで、全校ＰＣＲ検査に踏み切った次第でございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　それぞれ濃厚接触者に関しては何名おられるというのをつかんでおられるのでしたら、それを教えていただきたいんですが。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　保健所の指導によりますと、それぞれの児童が属している学級、大分小学校につきましては学童というふうに聞いております。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　それぞれクラスの人数と、あと学童の人数が足されるということですね。わかりました。先ほどの質疑にあったように、前回、夏に発生した分と対処がかなり違うんですけれど、事前にこういった対応については十分教育委員会の中では、こうなったらこうしようというのは検討されてきたのでしょうか。いかがですか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　全国的にも第３波が参りまして、今回の保健所の対応がこのようになったことも、この感染状況のことも反映しているのかなと思うんですが、そういう中で私どもも最大限の感染防止についての策というのは検討していたところでございます。

○議長（上野伸五）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今回については、このような処置となったわけでございますが、これから先も同様に、残念ながら感染が発生することは十分あり得ます。ではそのときにどうするのかということに関しては、もう一遍ちょっとしっかり考えていただきたいなと思っております。というのは、濃厚接触者に関しては１４日間の経過観察になりますよね。それ以外に関しては経過観察をしないわけですよね。例えば、全校があって、同じ学級の方に関しては１４日間経過観察ですので、もうそこは停止という形になる。学童も同じようにという形になるということですね。片一方で、それ以外の方々に関しては登校が許されて、学校生活を再開するという形になるかと思うんですが、やはり同じことが、例えば役所で起こった場合、市役所で発生しました。そしたら全庁としてクローズしなくてはいけないかということ、そしてまたその影響を考えると、社会生活のことを考えると非常に大きなものがあると思います。やっぱり、今回についても突然夜に通知があって、全校休みだとなって、当然のことながら各ご家庭についても対応を迫られる形になっていきます。ぜひそういったことを考え合わせた上で、感染拡大を防ぐというのはもちろんでありますけれど、どの範囲でやるのか、妥当であるのか、社会生活もあわせた中でご判断をいただきたいとお願いしておきます。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　一つだけお尋ねいたします。学校体制について協議されてきたということなんですけれど、感染拡大が広がることは本当に一番心配なんですけれど、それにかかわる先生方の疲労とかも大変なことではないかと考えます。以前に感染がわかった学校等の話を聞くと、大変こう、いろいろ大変だった、電話が鳴りっ放しという状況もあったというお話も、いろんなところから聞いております。そのような学校の先生たち、現場で、最前線で子どもとかかわる担任の先生、また、いろんなこの教務等にかかわる先生方のご心労を考えると、特にこの１２月の一番忙しい時期は、本当に大変なのではないかなと思います。特に土日に入ると、どきどきしながらこの結果を待たれているのではないかと思いますけれども、その先生方への支援の仕方というのは具体的に何かございますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　学校のほうでは、きょうをスタートに検査も始まりますので、私ども事務局の職員も応援に行かせていただいておりますし、今質問者がおっしゃいましたようなことは重々考えておるところでございますので、私どもとして、できることは支援をしていく方向で考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　まず、現場で、ここにいるのではなくて、２校にまず行って、状況を聞くのが一番わかりやすいと思いますので、そのような対応をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　先ほどの奥山議員の答弁が用意できましたので答弁させます。教育部長。

○教育部長（二石記人）

　お待たせいたしました。児童数でございますが、飯塚東小学校は４７１人、大分小学校は１７２人でございます。教員につきましては、飯塚東小学校が３１人、大分小学校が１４人でございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　当面、保護者の皆様、子どもたちが休みになっておりますので、保護者の皆様の行動の規制というか、お願いをしているとかいうことはありますか。ちょっと具体的に言います。保護者の方も自粛というようなことをちらっと聞いておりますから、会社に行けていないのではないかと思います。ご夫婦おられれば、お母さんは子どもを見る。お父さんは会社に、この件で行けていないのではないかと思いますけど、そういう指示というか、お願いというか、学校側から保護者の皆様にしてあるのかなと思って、それをお伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　現時点ではそこまでの自粛のような要請はいたしておりません。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件については報告事項でありますので、ご了承願います。暫時休憩いたします。

午前１０時５５分　休憩

午前１１時０５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。一般質問を行います。９番　永末雄大議員に発言を許します。９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　通告に従いまして質問させていただきます。今回は、財政見通しにつきましてと移住支援につきましての、その２点についてお聞かせいただきます。よろしくお願いします。

まず１点目は財政見通しについてでございますが、令和元年度の飯塚市歳入歳出決算についての審査意見書によりますと、一般会計、実質収支は９億８千万円の黒字、単年度収支は３億９千万円の赤字。特別会計、実質収支は９億８千万円の赤字、単年度収支は４億７千万円の赤字というふうになっております。この傾向は、ここ数年続いています。こういったことが予想できましたので、以前より中期的な財政見通しを作成して、その見通しをもとに各種政策を構築していくべきだという旨の指摘を行ってまいりました。市の財政といいましても、国の政策などに大きく左右される部分もありますので、完全に正確な見通しをつくることは困難であることは理解いたしておりますが、可能な限り短いスパンでの見通しの更新を行っていくべきだと考えております。特に、ことしは新型コロナウイルスによる脅威が世界中に影響を及ぼしている。そういった大変に特殊な年でございますので、見通しがより一層作成しにくいとは思いますが、行政サービスの継続性をしっかりと保ち、市民生活を守っていくためにも、財政の見通しを示す必要があると考えます。

そこでまずお聞きしますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政見通しはどうなっていくというふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　本市の財政見通しについてでございますが、先ほどの質問議員のお言葉にもございましたとおり、今年度まだまだ新型コロナウイルス感染症などで取り組む事業がやや流動的であるために、財政見通しの改訂作業ができておりませんで、現時点では具体的な数値で答弁することができません。今後も新型コロナウイルス感染症の拡大が及ぼす、市民生活や地域経済への影響に合わせて、財政出動を検討しなければなりませんし、特に地域経済の疲弊から市税の減少や生活保護などの社会保障費の増加についても想定されますので、今後は、厳しい財政状況が続くものと考えております。９月議会で、仮定条件のもとで財政シミュレーションを行いました結果をご説明いたしましたが、令和元年度公表の財政見通しで見込んでいた令和１０年度の財政調整基金と減債基金の残高合計である約６９億円は、見込みを大きく下回るものと考えております。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　直近の見通しは昨年度につくられたものですが、今、答弁されましたように、今後さらなる財政出動を検討していくためにも、早急に最新の１０年程度の、ある程度の見通しを作成して公表すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　以前の一般質問でも答弁をさせていただきましたが、財政見通しにつきましては、再三の説明になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響があるために、今年度中には改訂作業を行っていきたいと思っておりますが、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　今年度中に示されるということではありますが、ぜひ急いで策定されることを要望いたします。また先ほどの答弁では、直近の財政見通しで示されていた１０年後の財政調整基金と減債基金の合計残高が見込みを大きく下回るというふうなことでした。今の経済や社会状況を鑑みるに税収の大きな柱である市民税と固定資産税による歳入が減少する一方で、コロナ対策などにより、歳出がふえていく可能性があるということで、基金を取り崩すペースが早まっていくんだろうというふうに想定します。他の国では、ワクチン接種が開始されているということでございますが、今後コロナの影響がどこまで長期化し、どこまで範囲が拡大していくということがなかなか見通せない状況下におきましては、やはりそれなりの規模の基金を保有しておくことは必要ではなかろうかというふうに考えます。先ほども報告のほうがあっておりましたけれども、実際今後どういった形で進んでいくのかわからないというところが、まさにもう一つの具体的な事例として示されましたので、そこはしっかりと考えておくべきだと思います。

今までのような歳入が見込めず、歳出も膨らんでいくという状況下におきまして、なおある程度の基金を保っていくには、やはりさらなる歳入の確保を進めていくしかないと私は思います。そして現実的に数字がある程度想定できて、即効性があるという部分では、やはり今まで幾度となく拡充を提案してまいりましたが、やはりもう、ふるさと応援寄附金という部分の強化しかないのではなかろうかというふうに思いますが、そういったことを強化していくことを検討することはできませんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　ふるさと応援寄附金は、毎年確定的に収入を見込むことができないために、ふるさと応援寄附金に頼った財政運用は避けるべきものと考えておりますが、近年、確かに２０億円を超える寄附金をいただきまして、その４割近くを財政運営上、活用している状況でございます。ご指摘のとおり飯塚市にとりましては貴重な財源の一つとなっております。ご指摘のとおり引き続き、寄せられた寄附金の使途を明らかにするとともに、地場産品やまちづくりを広くアピールして、さらに飯塚市を応援してくださるような方々をふやすことができるよう取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　今の答弁なんですが、最後のほうはわかります。わかるんですが、最初に今、部長が言われたみたいに、確定的にその収入が見込めないとか、それに頼った財政運営を避けるべきものだというふうな答弁があったんですが、私はちょっとこの答弁については、納得できません。まずもって、今回の質問の趣旨を本当に理解していただいているのかなというふうな疑問を抱かざるを得ません。今、部長が言われたみたいに、確かにこういった流動的な寄附金に頼ることなくやっていくというのは理想だと思います。ただ実際に可能なんですかということです。例えば市民税、固定資産税でしっかりと運営していくことが、そういったことを考えていらっしゃると思うんですが、実際にそのあたりは見通しとして減っていくというふうな見通しを出されている中で、また一方で歳出が拡大していくということが予想されている中で、どうやってそこを穴埋めしようというふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　確かに今後税収のほうは、非常にコロナウイルスの感染症の状況も踏まえまして、非常に厳しいものと考えております。先ほどふるさと応援寄附金がこの寄附金に頼った財政運用は避けたいというふうなお話をさせていただきましたが、これは毎年ふるさと応援寄附金が定額でおよそどのくらい入ってくるという具体的な見込みが立たないものですから、その数字がいつも変動するということを考えますと、その数字を基礎として、なかなか財政シミュレーションを立てられないというふうなことで、お伝えしたものでございます。ただし、ご指摘のとおりふるさと応援寄附金では、その４割近くを財政運営上活用しておりまして、飯塚市としても、貴重な財源となっておりますので、そこは今後とも寄附金を寄せていただく方がふえていくような取り組みを進めていきたいというふうに思っております。そのような思いで答弁をさせていただきました。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　ちょっと残りますので、記録にですね。ここはちょっと考えていただきたいと思うんですよね。確かにそういう性質はあるかと思うんですけど、であるならば、ではどこでどういうふうに穴埋めをしていくのかというところになっていくかと思います。そこでやはりどう考えても歳出を、福祉を削れますか、教育を削れますか、建設を削れますか、公債費を削れますか、人件費を削れますか、恐らく削れないと思うんですね。一方で市民税、固定資産税、これもちょっと減少が見えるという中で、ふるさと応援寄附金に対する捉え方ですよね。そういった収入を見込むことができない、そういった財政運用は避けるべきものだというふうな捉え方ではなく、大きな一つの柱をつくっていくというふうなものを、もうスタンスを変えていかないといけないと思います。もう要は、そういったことを想定するような段階ではなく、もうしっかりと前に進んでいくしかないと思うんです。そういった意味でも、このふるさと応援寄附金というものを再度、しっかりと財政を預かられる立場として、考えていただきたいと思うんですね。昨日の福永議員の質問でもあっていました。私も全く同じような考え方でありまして、平成３０年度２６億円、ふるさと応援寄附金ですね。令和元年度２１億円、そして今年度は予算ベースでございますけれども、今回の補正が承認されれば、２５億円が見込まれております。これは調べますと、たしか答弁の中で５０位ぐらいではなかろうかというふうな答弁があったと思うんですけど、正確に言いますと総務省の資料で言いますと全国で３４位、令和元年度ですね。福岡県では新宮町に次ぎ２番目、当然筑豊地区で断トツで１番です。ここまでこの数年で非常に頑張られたというふうに思います。ここまで市の財政改善という点を述べましたけれども、昨日同僚議員からありましたように、当然返礼品を地元から仕入れることで、地元の経済の活性化になっていきます。地場産品というのがしっかりうたい込まれましたので、よりその性質が強くなったと思います。コロナの影響で人の流れも変わりました。できるだけ接触を避けるという意味で、ふるさと納税の返礼品で売り上げをつくっていくという新たな経営スタイルも構築すべきではないかというふうに思います。

そのような点からも繰り返し述べておりますけれども、飯塚市にはここからもう１段上のレベルを目指していただく必要があると思っております。そのために、やはり絶対に欠かせないことが、ふるさと応援寄附金に取り組むための体制の強化ですね。現時点では、驚いたんですけど、地域振興課の中の一係であるふるさと応援係が担当しておりまして、昨日の質問でありましたけど、職員が１人、会計年度任用職員が１人というふうな非常に少ない体制で進めているというふうに聞いております。これでは、どう考えてもやはりやれることに限界があると思います。返礼品の商品を発掘しようにも、そのための時間も人もいないというふうに聞いております。ぜひ、この部分の体制の強化というのを検討すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　質問議員が言われますとおり、財源確保のためにも、ふるさと応援寄附金に係る体制強化につきましては、組織機構もあわせまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　ありがとうございます。短い答弁ですけれども、非常に簡潔に要点がまとめられたかと思います。ぜひ組織機構改革、必要だと思います。やってください。これは私の要望ですけど、来年度はぜひ５０億円という数字を目指していただきたいと思います。数字ばかりちょっと先行させるのも、私も気が引ける部分はあるんですけど、正直今の社会情勢を見ていますと、やはりお金が必要になってくると思います。コロナの対策にしましても、税収が減るということに対しましてもいると思います。ですので、ここはしっかりと飯塚市がこれで稼いでいくんだ、市民生活を支えていくんだというもっと強い意気込みを持っていただきたいと思います。ぜひ、このあたりの危機意識をもっと持って、取り組んでいただくことを要望しまして、まず１つ目の質問を終わらせていただきます。

　次の移住支援に移ります。今回は、移住ということを取り上げ、質問をさせていただきますけれども、私は従前より高齢化が進み、人口が減少していく現代の日本におきまして、飯塚市のような地方都市がこれから先も継続的に地域の活力を保っていくためには、東京への一極集中を是正して、地方へ人材、資本、企業を呼び戻すことが必要だと主張してまいりました。しかしながら、私のこれまでの主張のベースはあくまでもＵターンのような地元人材の呼び戻しであったり、地元で育った人が就職などで、都市圏へ流出していくことを食いとめるというようなものでした。すなわち、もともと本市に何らかのかかわりのある人を対象にしてアピールしていきましょうというふうなものでした。これは、恐らく振り返りますと、私の中に本市に何ら縁もゆかりもない人を、全く新しく移住させてくるというのは、なかなか難しいのではないかというふうな先入観があったのではないかと、今振り返ってみますと思います。しかし、今回からこの考えを根底からひっくり返して、質問して提案していこうと思っております。なぜならば、コロナ禍に端を発しました価値観の転換、社会構造の転換が想像以上に進んでおりまして、実際にさまざまな現象が起きているためです。一例を挙げるならば、パソナグループが兵庫県淡路島に本社機能を移転させることを決定いたしました。パソナグループの本社機能を担っています１８００人の３分の２に当たる１２００人が段階的に淡路島に移住していくということです。ちなみに偶然ですけど、淡路島の人口は１２万７千人ということで飯塚市と全く同じです。このパソナグループの取り組みが今後どうなっていくのかということは、まだわかりませんが、少なくとも今まではなかった新たな社会の息吹を感じますし、その社会というのは、地方都市が主役となる社会だと私は確信しております。私は今回の質問を通しまして、ぜひとも市職員の皆様にも、同じような視点を持っていただきまして、まちづくりの前提が大きく変わりつつあることを早く認識をしていただきたいと思っております。

それでは具体的な質問に移らせていただきます。まず、これまで本市で行ってきた移住政策についてお示しください。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　これまで本市が行ってまいりました移住政策につきましては、大きく分けて、本市のＰＲや移住相談会と移住者に対する補助の２つが挙げられます。まず１点目、市のＰＲ、移住相談会につきましては、市の公式ホームページや移住に関するサイト、飯塚移住計画を活用いたしまして、４コマ漫画や動画をアップするなど特色のあるものにしております。また、移住者のインタビューを掲載するなど、移住者が知りたい情報を積極的に掲載し、広報に努めているところでございます。移住相談会につきましては、首都圏で実施している移住関連フェアへの出展、また東京都有楽町のふるさと回帰支援センターの窓口における移住相談を行っております。

２つ目の移住に関する補助につきましては、移転に関する補助と住宅の取得や改修に関する補助がございます。住宅取得や改修に関する補助につきましては、筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金や戸建て中古住宅取得補助金、定住促進住宅改修補助金等の制度を設けているほか、金融機関との連携協定によりまして、住宅ローンの金利引き下げなどを行っており、一定数の制度利用はあるものの、目標としている移住者数には至っていない状況でございます。なお、県の事業を活用いたしました東京都２３区からの移住者に対する補助制度も創設しておりますが、補助を受けるための要件が厳しく、こちらのほうはこれまでに利用実績はございません。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　福岡県におきましても、同じように移住政策が行われているものと認識しておりますけれども、本市の移住政策における県との連携というのは、どのように行われておるんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　県の移住政策との連携につきましては、先ほど答弁いたしました移住者に関する補助とＰＲや移住相談会の双方において連携を図っております。先ほども答弁いたしましたが、移住者に関する補助につきましては、国の地方創生推進交付金を活用した補助制度で連携を図っております。またＰＲにつきましては、移住者向けパンフレットとして、県内自治体の情報や助成制度を掲載したものを発行しております。さらに首都圏の移住相談窓口として、東京都有楽町のふるさと回帰支援センターに相談員が常駐する窓口を設置し、一年を通じて移住相談に対応していただいているほか、移住相談フェアが実施された際には、本市においても移住相談ブースを設置してＰＲや移住相談会を実施いたしております。一方、福岡都市圏におきましても、福岡市天神のふくおかよかとこ移住相談センターに相談員が常駐する窓口を設置し、一年を通じて移住相談に対応いただいているほか、移住フェアの開催や金融機関との連携による自治体ＰＲ動画の配信、ＰＲコーナー設置などにおきましても、県と連携しながら本市のＰＲを行っている状況でございます。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　今、答弁のほうをいただいたんですが、それでは本市の移住政策におけるこれまでの実績というのは、どのような状況でございますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　移住政策のうち、相談会につきましては、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、市の職員が参加する相談会は開催いたしておりませんが、昨年度の実績といたしましては、首都圏や福岡都市圏での移住フェアに３回参加いたしまして、相談者は１４名となっております。さらに、福岡都市圏の銀行ロビーや首都圏の情報コーナーなどでのＰＲ活動を６回ほど実施いたしまして、それらのイベントなどにおきまして、パンフレットを約３００部ほど配布いたしております。また、移住者数の情報を把握できるものといたしましては、今年度から開始いたしました筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金がございまして、こちらのほうは１１月までの実績といたしまして、６件の申請で移住者が１７名となっております。こちらの転入元の地域といたしましては、県外が１件、福岡市、糸島市がそれぞれ１件、糟屋郡からが３件となっております。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　今までの取り組みの内容と実績をお聞きしましたけれども、県外からも１件、県内からも数件、移住があっているというふうなことですが、やはりコロナ禍の前の取り組みですので、正直その内容と実績ともに、大きく見直しが必要ではなかろうかというふうに感じました。そこで、これからの取り組みをどうしていくかというのが重要になってくるわけですが、その前に一つ、根本的な質問をさせていただきたいと思います。そもそも本市が移住政策に取り組んでいる理由というのは何であるというふうに考えていますか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　本市が移住政策に取り組んでいる理由といたしまして、まず人口の減少が生活関連サービスの縮小や税収の減によりまして、行政サービス水準の低下につながっていきます。そのことがさらに、暮らしにくさをもたらすことにつながっていくというふうに考えておりますので、一定数の人口を保つことで、そういった問題を回避し、「住みたいまち　住みつづけたいまち」の実現を目指そうということで移住施策に取り組んでいるものでございます。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　一定数の人口を保つためというふうなことでしたが、以前片峯市長もおっしゃられていたというふうにちょっと記憶しているんですが、やはり物事のしっかりと本質をまず考えるべきだというふうに市長がおっしゃられていたというふうに記憶しております。そういったことを本質的に考えますと、今ちょっと人口の面のみの答弁ですけれども、まずその部分をもう一度しっかりと考えて議論を深めていく必要があるのではなかろうかというふうに感じました。確かに移住政策でございますので、成功すれば人口がふえます。そして、人口をふやすというのは極めて重要なことであるかと思います。しかし、移住政策が人口をふやすという目的だけで進められれば、やっぱり失敗するのではなかろうかというふうに危惧いたします。なぜならば、移住というのは、移住する人にとっても、移住する人を受け入れる側にとっても大変に大きな影響が生じるからです。うまくいけば、その人にとっても、その地域にとっても、大きな資産となっていくでしょうが、もし失敗してしまうと、その逆の結果が生じてしまう可能性があるというふうに思います。先ほどの質問は、そういった移住政策をなぜ行う必要があるのかというものだったんですが、私が答えるとするならば、多少ちょっと青臭い回答になるかもしれませんが、やはり飯塚市を輝かせるために、移住政策に取り組むのではなかろうかというふうに思います。ダイバーシティというふうな考え方がございますが、まさに地方という人や物の流れが固定化されやすい地域に対して、都市から全くその土地に縁もゆかりもない人が来るということで、新しい価値観や考え方が入ってくる。都市の慌ただしい生活から、地方のゆっくりとしたリズムが移住者の人生を豊かにして、一方で地域にも活力が生まれる。その土地に眠っていた不動産が活用され、周辺の価値が上がっていく。そのような好循環がいろんなところで起きることで、飯塚市が輝いていくのではなかろうかというふうに考えます。ぜひ、そのような大きな視点から移住政策を構築していくべきだというふうに指摘をさせていただきます。

そこで、これからの移住政策についてのものなんですが、そのような大きな視点のもと進めていくべき移住政策というのはどういったものであるべきなのか。先ほど前提条件が大きく変わったというふうに言いましたが、そのことは移住政策の転換も意味すると思います。どのように転換していくべきなのか、何を変えていくべきなのか。私は、今まで市外の人を呼び込むために、まず飯塚市の強みである飯塚での生活スタイル、そのものをブランド化して、それを伝える相手をできるだけ絞り込んで、ピンポイントで的確に伝えていくべきだというふうに主張いたしておりました。その考え自体に変わりはありませんけれども、そこに移住する人をしっかりともてなす体制づくりという要素を加えるべきではなかろうかというふうに考えます。その体制とは、移住に関して的確な権限を持って取り組める組織を市役所内につくるということと、移住者を率先的に受け入れることができる地域をつくる、地域の理解を深めるということではなかろうかと思います。このように移住を考えるには、さまざまな所管課との意思疎通でありますとか、情報共有が必要ですし、市のみならず、地域住民などとの協力も欠かせないわけですけれども、そのように市役所だけではない、地域としっかりと連携をとった、オール飯塚の体制で移住者を出迎えるというふうな考え方が今後必要になってくるのではなかろうかと思うんですけれども、この点につきまして答弁をいただけますか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　ただいま質問議員からいろいろご意見をいただきましたが、まさにおっしゃるとおりかと思います。これまでの本市の移住政策につきましては、具体的な整理ができておりませんでしたが、第２次まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、移住計画を兼ねた戦略と位置づけておりますので、そこはしっかりと移住政策に取り組んでいきたいというふうに考えております。今、議員のご意見の中にもございましたけれども、やはり移住を検討している方が飯塚市に住もうと決断するためには、やはり実際の飯塚での暮らしがイメージできなければならないというふうに考えております。こちらが先ほどご紹介いたしました移住者に対する各種の補助制度は、飯塚市を選択する際の一つのインセンティブになるかと思いますけれども、住まいを見つけることから始まり、そこでの生活、また子どもさんの教育や保育の環境に至るまで、具体的な暮らしがイメージできるまでには、さまざまな課題をクリアしていく必要があると考えております。その移住者一人一人のお困り事や不安感を解消できるように、関係各課によるチームにより、市として移住者をサポート、またおもてなしができるような、移住コンシェルジュ機能を確立したいというふうに考えております。さらに、地域を気に入っていただくためには、地域行事などのイベントを含みます地域の活動や様子を知っていただきたいというふうに考えております。その際には、地域の方々みずからが移住者に地域のよさを語っていただき、地域をあげておもてなしができるような雰囲気づくりも必要であると考えておりますので、地域の方々にもご協力をいただくような仕組みを構築してまいりたいというふうに思っております。生活をする場所への安心感を持っていただくことで、移住者が地域へいち早く溶け込みやすくなるのではないかというふうに考えておりますので、そのような環境整備に努めていきたいというふうに思っております。この体制は当然のことながら、今後誘致企業に勤務する方々が移住してきた場合にも、そのスキームで対応することができるのではないかというふうに思っております。そのように考えますと質問議員がおっしゃいますとおり、行政だけではなく地域住民や企業の方々などからご協力をいただきながら、市全体で移住者をお迎えできるような体制を整備していく必要があるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　ありがとうございます。最後の質問をさせていただきます。ただいまの答弁、非常に何といいますか、わかりやすくて、具体的に移住コンシェルジュ機能を期待したいと思います。ぜひ、そういった何でしょうね、行政ですので、なかなかやれることが限られていたり、縦割りだったりとかいうことがあるかと思うんですけど、やはりそこにこれからは、どれだけ温かみというか、そういったものを入れていけるかというのが、それこそ大きな差別化ではないかと思います、移住政策のですね。今まで私も、その地域の魅力であるとか、もともとある立地であるとか、そういったものが一番やはり重要かなというふうに思っていたんですけど、そこに加えまして、やはりその地域にどういった方が住んでいて、その地域がどういう迎え入れる体制を持っているのかというのが、むしろ都市からやってこようというふうに、何かを求めてやってこようというふうな方々にとりましては、もしかしたらそういうことのほうが心に響くのではないかというふうにもちょっと思い始めましたので、ぜひそういったことを含めましてご検討いただければと思います。

最後、るる質問いたしましたけれども、大きな転換をことしは迎えていると思います。私は、先ほどの価値観の転換でありますとか、社会構造の転換が進む大きな年になるのではなかろうかと思います。そのことによって、行政の仕事も変わってくるのではなかろうかと思っているんですけど、市長におかれまして、今、私が質問しましたような部分につきまして、何かこう、今後やっていこうと思われているような部分がありましたら、ご意見をいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　今、関係部長等と質問者とのやりとりをお聞きしながら大きく２点を感じた次第でございます。１つは健全な財政運営を維持することで、市民の皆さんへのサービス、行政サービス、市民活動へのサービス等を維持していかなければならないし、社会保障費の増に対しても、対応できる飯塚市であり続けるべきだと私も考えています。実はこれまで、商都飯塚の復活やスポーツツーリズムという大きな流れの中で、企業誘致や交流人口増、そしてそれを関係人口にできたら、それを移住にというようなことも考えて、着々と準備を進めておりますが、それが軌道に乗るには、皆さん御承知のとおり、２、３年実はかかります。その２、３年までのブランクをどんなふうに地域経済の活性化への巻き戻しとか、きょうご指摘がありましたふるさと納税に力を入れることによって、何とか維持していくというようなことも、昨日も、そしてきょうもご提案がありましたので、ちょうどそのすき間の何年かを充実させることが先にもつながるというように私も総合的な税収増、財政運営の健全化についてイメージを持たせていただきました。

もう１点は、まさにこれは、すみません、行政経営部長、そして質問者と相一致するのですが、本当に住みたいまちというのは何だろうかと考えたときに、やっぱりある意味、仕事とセットであることが望ましいだとか、非常にやっぱり買い物するにも便利だし、これは質問者がおっしゃいました、子育てにしても、教育にしても、充実しているところだというようなことも考えて、これまで一つずつその向上に努めてきたところですが、実は質問者とほぼ同じようなタイミングで、でもその先に何があるのかということを、私も教育長からそして市長として広く見させていただく中で、ちょうど感じてきたところでございます。物理的な便利さだとか、豊かさだけでなく、本当に人の心を動かすって何だろうかと考えたときに、共生社会、ホストタウンとして、充実することが全ての市民の方々に寄り添うことができるまちにつながるのではないか。または行政はもちろん、市民に寄り添うのですが、地域そのもの、そして人そのものが、幸せを分かち合うことができるようなまちだということを具体的にお示しすることが市民の皆さんの充実感につながるし、外から見たときには、それが自分もその仲間に入りたいな、そこで暮らしたいなということになっていくのではないか、できたらそういうまちづくりを質問者、議員の皆さんとともにまた市民の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、進めていきたいと思っておりますので、ぜひそれについての具体的な案だとか、情報について、今後もご示唆いただければ幸いでございます。

○議長（上野伸五）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　以上で質問を終わります。先ほど一般質問の前に報告があっておりましたように、非常にコロナの感染が拡大しているというふうな状況にもなってきましたので、ぜひとも皆様もお仕事される中でも感染に気をつけられて、しっかりと職務を担っていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１１時４３分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。７番　金子加代議員に発言を許します。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　それでは、通告に従いまして、私は今回３つの質問をさせていただきます。まず、白旗山のアサヒ飯塚メガソーラーによる乱開発について、質問いたします。１年前までは、緑の木で覆われていた白旗山は大きく変化いたしました。二瀬、幸袋地区の住民はもちろん、鯰田、庄司、潤野、八木山からも、その変容は市民を驚かし、不安にさせています。その原因の一つは、開発地区が市民の住んでいる地区に余りに近く、安全性を感じないことです。そんな中、９月２１日に高雄団地に隣接する開発地域で落石がありました。その対処と現状について、お聞きいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　落石防止等の安全対策につきましては、事業者より近隣住民へ落石に対する防止方法や作業手順等の説明があり、鋼板、いわゆる鋼の板を張ることにより、安全対策がなされております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　事故が起こったからの対処だったということですよね。それでは、この計画書を見ると、多くの住民の住む緑ヶ丘団地にも隣接しております。この地域は以前、土砂崩れが起きたところでもあり、今回、高雄団地で起こったような落石が起こるのではないかと住民の方々は心配されております。これについて、市はどのような対応をされておりますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　高雄団地の落石発生後、１０月９日に市長名で県知事宛文書による申し入れを行い、落石などによる災害防止の対策について、万全な対策をとるように、事業者への指導を求めており、県からも、今後も林地開発事業に関し、市と県との間で情報共有を行いながら、必要な対応に当たる旨の回答を受けております。また、県との情報共有を行う中で、安全対策についても引き続き取り組むように、事業者に指導しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　対応が難しいのは大変わかるんですけれど、いつも後手後手な感じがあるなというのが私の印象です。

では今度は、川津地区から相田地区にかけて、市道で工事がされております。この市道の工事内容について、お示しください。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　工事内容につきましては、白旗山において開発されております合同会社アサヒ飯塚メガソーラーにより、令和２年９月末ごろから、送電ケーブルを主に歩道の地下に埋設するための電線管埋設工事を行っているものでございます。工事区間は白旗山から川津２３５の１２地先までとなっており、直径５０ミリメートル及び１５０ミリメートルの管を約２．６キロメートル埋設するもので、途中には電線ケーブルを管理するためのハンドホールを１６カ所設置する工事が行われております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　市道の管理はもちろん本市にありますが、アサヒ飯塚メガソーラー並びに瀬戸内興建が工事申請をして、本市が許可した経緯をお示しください。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　事業者より提出されました道路占用許可申請書につきましては、市道敷を掘削し、電線管を埋設することから、道路法に基づき、市に対して道路占用許可申請書、市道掘削許可申請書、市道通行制限許可申請書を提出し、許可を得る必要があり、あわせて道路使用における警察署の許可が必要となります。これにより、業者より各申請書が提出され、市の許可基準を満たしていること、また警察署の許可も得ていることから、最終的に令和２年８月７日に許可を出したところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　もともとは平成３１年つまり２０１９年３月に飯塚市は、瀬戸内興建に対してメガソーラーのための電線が飯塚市の市道の下を通ること、埋設することですね、そしてそのルートを許可したということですが、私の認識でよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　はい、そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　工事が大きく動いたのは、昨年１２月に白旗山の文化財調査として入ったのですが、それから、工事がどんどん進んでいたということですが、もともと話を聞くと、埋設工事が申請されたのは平成３０年ですよね。ということは、この情報は共有できていたのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　本開発において電力送電にかかわる道路占用許可申請書が事業者より提出され、電線埋設工事が行われることについて、当開発に携わる関係部署への情報共有はしておりませんでした。これにより、他部署におきましては、このような工事が実施されることを把握しておらず、地域住民等からの問い合わせに対し、不明であるとの回答となっておりました。今後、このような複数部署にかかわる事業が行われる際、情報共有すべき事項があると思いますので、各部署への情報共有を行いながら、柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私は一貫して、この白旗山のメガソーラーの乱開発について質問してまいりました。議会だけでなく、さまざまなところで、それぞれの課と話し合いをしながらやってまいりました。経緯もずっと聞いていました。電線はどうしているんですかと言ったら、環境整備課の方とかはわかりません、農林振興課の方もいろいろ調べてもわかりませんというふうに答えられました。ところが、たまたま落石事故が起こった経緯から、１０月１６日に現地立会があった。そのときにたまたま、住民の方が歩いていて工事がされている。そのときに住民の方が、この工事は何の工事ですかと聞いて初めて、その工事者の方がこれはメガソーラーのものですよと言われた。そのときのショックというのは、やっぱり声にならないんですよ。びっくりした。そしてその後、そのまま１０月１６日の懇談会があった。そのときは、全く私から見ても共有されてないというのがありありとされていましたよね。つまり２０１８年１１月に申請され、３月に道路占用許可をし、そして１２月に現地の文化財調査が行われ、そしてその後、１２月から１０月までの間、つまり１年と８カ月の間、全然情報共有がされていなかったということですが、この件について都市建設部長はどうお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　今回の件につきましては、議会等においても関連する質問がなされ、地域住民の方においても疑問を持たれている事項でありましたので、事業者より本開発にかかわる道路占用許可申請書が提出された際、関係部署等への情報共有は必要であったと思っております。繰り返しの答弁になりますが、複数の部署にかかわる事業がなされる場合には、関係各部署との情報共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　飯塚市のお仕事って、やっぱりチームだと思うんですよ。それぞれに担当があると思うんですけど、私たち市民からすると、何課ですからわかりませんとか言われても、話にならないんですよね。飯塚市に聞いているんです。文化施設のことも、水道管のことも、山のことも、イノシシが出るとかそんなことも、全て飯塚市としてお答えいただきたいんですよ。あなたにだけ聞いているわけではないし、誰かに聞いているから、ほかの人は聞かなくていいよという話ではないと思うんですよね。その辺が、私、何回言っても連携というところが難しいなって。それが、ここの議会だけでなく、恐らく市民の方もそのぐらいの印象はあると思うんですよね。もっと連携という言葉をしっかり想像して、考えてお仕事をしていただきたい、そう思っております。

では、埋設される電線についてお尋ねいたします。この電線を流れる電流とその安全性についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　この工事で埋設される電線には、最大で６万６千ボルトの電流が流れるということです。安全性につきましては、環境省が平成２９年４月に作成している資料によりますと、６万６千ボルトの埋設送電線における電磁波の数値は５．０２マイクロテスラであり、日本での規制値である２００マイクロテスラを下回っております。また、この事業の実施については、経済産業省に申請し、許可を受け実施されているとのことでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　まあ安全だということは、私はわかりましたけれど、市民の方はほとんどわかっておられません。先日、別の市民の方と市役所の方と話をして、たまたまそこの住所の方だったんですけれど、あれは水道管の工事ではなかったんですかと市役所にお勤めの方も言われるくらいのことなんです。それで、大体市民が目にする水道工事というのは、工事現場に、例えば下水道の工事中とかいうような工事情報看板がございますよね。しかし、この電線埋設工事は、９月末より行われたということなんですが、１１月下旬まで工事情報の看板はありませんでした。それで私が要求したところ、何とか１１月末にはつけられたんですけれども、字がとても小さくて、車の運転をしていると見えない。何を書いているんだろうと見ると、反対に危ないというものなんです。今の状況では、住民は何の工事が行われているのか全くわかりません。市の水道の工事をされているのかなというふうに、やっぱり思ってしまいます。市道を管理するのは、市の責任です。そのことを、どう考えられているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　現在実施している占用工事につきましては、事業者と警察との協議において許可を受けた道路規制に基づき、交通誘導を行いながら工事が実施されておりますが、工事内容を示す工事情報看板が設置されていないため、周辺住民の方より、どのような工事が行われているか不明であるとの指摘を受けておりますことから、事業者に対し、工事情報看板の設置を求めているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　だからもうついたんですよ。ついたけれど小さいからどうかしてくださいと聞いているんです。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　工事の情報看板につきましては、小さくて見にくいということがありますので、もう少しわかりやすい、わかるような情報看板をつけるようにということを求めているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　何より市道は市の管理なんですよ。それを、電線埋設工事を任せているから、貸しているから、許可をおろしていますからと、その会社に責任を全部なすりつけているような感じがする。結局、市民からすると、市の工事であろうが、どこかの会社がやろうが、安全が確認したいんですよ。それを市がやるべきではないかと私は言っているんです。よろしくお願いいたします。

工事中の市道はほぼ直線です。大きな上りと下りが繰り返す道なんです。丁字路になってぶつかるようなところもたくさんあって、車の往来もたくさん多い。けやき台の入り口は、かなりカーブがきついところにあるんですけれども道が狭くなる。そして片側交互通行というのは大変危険だと思います。住民への周知はもちろんのこと、住民の安全が確保できるよう、業者の指導をよろしくお願いいたします。

また、９月２９日に白旗山の豊かな自然を未来につなぐ会及び４自治会から市に対して要望書が出されております。この内容についてお知らせください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　提出された要望につきましては、１．緊急に現地調査を住民とともに行うこと。２．住民説明会を福岡県及び飯塚市がそれぞれに行うこと。３．アサヒ飯塚メガソーラーによる住民説明会は、１０月２３日までにさせること。４．新相田１７組、１８組、１９組には、一条工務店の事業計画説明のとおり、工事車両の進入を認めないこと。落石などによる災害防止に万全の措置をとること。市有地使用許可を取り消すこと。５．けやき台は強風により樹木が倒れるなど、被害が続いており、災害防止及び生活道路の安全の対策をとること。６．九州経済産業局と県知事に対し、現地調査結果と地元の切実な要求及び文書による福岡県の行政指導にもかかわらず、住民説明会を実施しない事実を通報し、指導を求めること。以上の６点が要望となっております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　その中で、できたところはどれか教えてください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　１番目の緊急に現地調査を住民とともに行うこと、これにつきましては、市で現地調査を住民とともに行っております。２点目から５点目につきましては、県に要望文書を提出し、強く要望いたしているところでございます。６につきましても、県知事に対し、住民説明会の指導を求めているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　つまり、１番はできたけれど、２から６はできてないということでよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　失礼しました。４番につきましては、落石などの災害防止の対策につきましては、地元の方と合意がとれていると認識いたしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　まだまだ市としてできることは限られているというふうなことだと思うんですけれども、反対にまだまだやっぱりできることはあると思うんですよね。要望するだけでも、言い方もあるし、やり方もあるのではないかなと思います。しっかりまた県のほうに要望していただけたらなと思っております。

切望されていました、今まで長い間かかっていたこの住民説明会が１２月１９日に開催されるというふうに市民の方からお聞きしております。今後の対応についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問議員が言われますとおり、１２月１９日に新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、人数制限等を設けながら、地元説明会の開催に向け、地元の方と最終調整を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　人数制限と申されましたが、どのくらいの人数か、ちょっと教えてください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　開催会場の関係もございまして、各自治会、団体から３名ほどで調整を行っております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　住民の方は大変待っていたし、やっぱり一言では言えないと思うし、その３名の方に全てを託すというのは大変難しいのではないかなと思いますので、この情報が全てに行き渡るような工夫をお願いいたします。１回だけではなく、何度も必要なのではないかなと思うんですけれど、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問議員がご指摘のとおり、住民の方が切望された説明会でございます。やっと年内に開催ができる最終調整になっておりますので、まずはこの開催に向けて全力を挙げたいと思います。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　今まで私は、アサヒ飯塚メガソーラーについて、きょうは尋ねておりますが、ノーバル・ソーラーのほうでの住民説明会等の状況についてお知らせください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　ノーバル・ソーラーの住民説明会につきましては、３月中旬に１つの自治会が役員との懇談会を開催される予定と聞いておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により開催には至っておりません。飯塚市としましても、アサヒ飯塚メガソーラー同様、地元説明会に向けて、引き続き県と情報共有しながら、事業者に対して協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　建ててしまったら、本当に説明会をするのは難しいなと、ものすごく思います、なので、できれば本当に１２月１９日がしっかりしたものになるようお願いいたします。また、何度も言いますけれど、この問題は飯塚市全体の問題です。そしてメガソーラー課というのが本当にないことで協力しにくいということも大変わかりますけれども、そこを何とか、私たち市民は、もうどうしていいかわからない状況にありますが、その状況をどうやったら打破できていくのかというのを、どう考えていけばいいのかと思うんですけれども、何かこう、住民を励ますようなお言葉を、どなたかいただけないでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問議員が言われますとおり、本市議会でも住民側に立ったご意見、決議を賜っております。また、自然環境保全条例の中で、私ども市民環境部が、住民側に対しての丁寧な説明、これを実施して、事業が安全で安心できるものに仕上げていくことが、本来の私どもの使命と思っておりますので、最後まで住民側に立ったご意見を、許可権者が福岡県でありますので、できる限りの努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　ありがとうございます。市長は住民の集会に参加してくださったり、また県に要望書を市長名で提出され、副市長がそれを県庁に持って行ってくださいました。本当にありがとうございます。何よりそれが力になると思いますので、ぜひ市として市民側に寄り添った対応をこれからもどうぞよろしくお願いいたします。

　続きまして、「コロナ禍における産後うつについて」質問いたします。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、メディアでは自殺が増加と報道されて、私は警察庁の自殺に関する統計を調べてまいりました。それによると、昨年、令和元年の自殺者数は２万１６９人、前年度比で６７１人減、平成２２年度以降１０年連続の減少となっておりました。しかし、ことしの令和２年の統計は出ていないので、特別な比較をしてみますと、令和元年１０月は総計で１５１０人、男性１０５６人、女性４５４人、令和２年１０月の自殺者総計は２１５３人、男性１３０２人、女性８５１人でした。前年度比で全体で６４３人、男性は２４８人の２割増し、女性は３９７人で８割増しでございました。新型コロナウイルス感染症の影響をすごく感じるデータでございました。この警察庁のデータは、各年度の統計で自殺の原因が、家族や経済、健康などと挙げられて、さらに分類されております。昨年度のデータを見ると、ほとんどの項目で男性が女性を大きく上回っております。特に失業、倒産、負債などで男性が女性を大きく上回っております。その中で一つだけ、女性が大変多い項目がありました。それは子育ての悩みという項目でした。男性は仕事、女性は家庭という固定的性別役割分担による過度なストレスが、多くの人を男性、女性に関係なく自殺に追い込んでしまうという、この現実がわかりました。今回は、子育ての中でも、子どもが生まれて数カ月後に発症しやすいと言われる産後うつについて、質問いたします。飯塚市は、乳幼児健診をずっとやっておりますが、その現状についてお示しください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　乳幼児健診は、今年度新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、感染予防のために、通常は集団で実施している健診を医療機関で受診する個別健診に変更いたしております。受診率は例年９５％を超えておりましたが、個別健診に変更し、制度の変更とコロナウイルス感染拡大の影響もあり、本年前半は５０％前後となっていましたが、受診の呼びかけにより、現在は８０％を超えるところまで回復いたしております。個別健診は、医療機関で感染の心配が少なく、保護者にとっても健診日が選べること、医師に細部まで見てもらえるということが大きなメリットではございますが、保健師、助産師、栄養士などによる相談の場が失われ、コロナ禍と相まって、不安を感じている保護者はより孤独感を感じやすいというデメリットもございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

受診率がもともと９５％が、私が聞いたところによると、３０％の部分もあったということで、そして今は８０％まで回復しているというけれど、結局８０％から９５％の１５％は、大体どうしているんだろうと考えるとすごく不安です。先ほど、個別健診は自分で選べるというふうに言われましたけれども、実際に乳幼児を抱える保護者からすると、選べるのではなくて、選ぶことができるではないんですよ、選ばなくてはいけなくなるんです。自分でどこの病院がいいのかな、ここの病院どこなのかな、先生どんな人なんだろう、この病院で大丈夫なのかなというふうに選ばなくてはいけない。自分の日程も調整しなくてはいけなくなるんです。仕事を持っている方が本当は行きたいけれども、この日に乳幼児健診とわかれば、その日休みますと言いやすい。しかし、その日が仕事を休めない、選んでいいとなると、簡単にそんなに休みにくいというのが今の状況ではないでしょうか。また、先ほどいろんな人にかかわれるというのがメリットだとおっしゃいました。また、４月の４か月児健診ではブックスタートという本も配っておられます。これは大変いい活動だと思いまして、ブックスタートで、図書館に、どのくらいの本が今受け取られていますかと聞いたところ、もともとは集団健診がなくなった４月から１１月までの対象者は６３２人でした。しかし、それを受け取ったのは３１１人、４８．９％しか受け取っていないんです。それだけ、健診ってただ医療だけを見てもらえればいいのではないんです。いろんな人からかかわってもらって、この市は私たちのことを受け入れてくれている。保健師さん、助産師さん、図書館もみんな、私の子どものことを受け入れてくれているという、そんな安心感こそが欲しいから乳幼児健診に行くんだと思うんですよ。自分一人ではない、自分の周りには４カ月の子どもたちがたくさんいる、保護者もたくさんいる、私一人ではないと思うから乳幼児健診に行くんですよ。ただ、医師に会いたいのではないんです。そこをしっかりわかっていてほしい。乳幼児健診は、私、この前に言いましたけれども、宝だと思うんですよ。保健師の方が直接会える大事な場所、それがなければ生活のこと、子育てのこと、障がいのこと、全てがつながっていかない、一番大切な場所だと私は考えます。だから乳幼児健診をしてほしいと私は思います。また、ブックスタートもただ本が配られないだけではないんです。そこで本に触れる機会がなくなる。読書にかかわる機会がなくなる。学習する場がなくなる。子育ての仕方がわからなくなる。だからこそ私は不安なんです。だからこそ乳幼児健診でたくさんの人が集まるという機会をふやしていただきたいと思っております。

では、産後ケア事業というのが行われていますが、それについて、内容についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

先ほどの質問の中で、再度の答えになりますけれども、今回の乳幼児健診の個別健診につきましては、あくまでもコロナ感染の関係がございましてやっているわけでございまして、私どもがしたいと思って個別健診ということでしているわけではございませんので、その辺のご理解はお願いいたします。それと、もう一つ、受診率が低くなった理由等につきましては、まだ詳細、アンケートとか、そういうものをとることができておりませんので、そういったことを踏まえた上で受診率が低くなった原因については、今後も考えて、より受診率が上がるような方策をとっていきたいというふうに考えております。

それでは、ただいまの質問について、お答えさせていただきます。子育てに関して一番不安が強い産後間もない時期に、助産師から授乳や沐浴などのアドバイス、育児相談、お母さんの体調管理などを、施設へのショートステイやデイケア、また訪問によってサービスを受ける事業でございます。子育てのスタートで不安が大きい時期に母子を支える重要な事業と考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　先ほどの乳幼児健診の件、ありがとうございました。では、産後ケア事業なんですけれど、その利用の状況と利用者の声があればお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　９月までの実績で、延べ１２２件の利用があっております。利用された方へアンケートを実施しておりますが、「子育ての悩みに丁寧に対応してもらい、安心できた」、「心身ともに疲れていたが寄り添い、共感してもらえ救われた」などの声が寄せられております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　では、産後うつについて、どんな症状なのかお聞きします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　出産後、数カ月以内に発生するうつ病で、多くの女性は、出産後の経過が正常な場合でも、何らかの精神的な変調を経験します。ホルモンの急激な変化、出産そのものによるストレスや疲労などにより、約３０％の女性は出産後２日から５日ごろに、涙もろさや不安定な気分、抑うつ、いらいらなどを経験します。この場合、多くは一過性で自然に軽快、快方に向かいますが、抑うつ気分や過度の不安、興味または喜びの喪失、不眠、気力の減退などが２週間以上続く場合は、産後うつ病が示唆され、日本では出産を経験した女性の約１０％が産後うつ病を発症すると言われております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　それでは、この産後うつの要因、対策についてお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　産後うつ病のリスク要因といたしましては、うつ病の既往、妊娠中のうつ症状や不安、パートナーや家族からのサポート不足、妊娠出産に対する葛藤など、環境的な要因も大きいと考えられております。その症状といたしましては、先ほど説明した症状とともに、ひどい場合は消えてしまいたいと感じ、自殺念慮や自殺企図、これは死にたいと思うこととか自殺を企てるといったことにつながる場合がございます。赤ちゃんのお世話や家事ができなくなったり、自殺念慮が出現したりする場合は、ためらわずに精神科や心療内科などの専門家への相談や、受診を検討し、治療を受けることが必要となります。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私の友人で産後うつになった方がいらっしゃいます。そして、その方も子どもさんが中学生ぐらいなんですけれど、その方にたまたま会って話を聞いたときに、とてもつらそう。中学生になっても、この子が中学生になっても思い出す。あれだけ待ち望んだ子だったのに、あのころは好きだと思えなかった、かわいいと思えなかったと言われていました。そして涙を流されました。１４年近くたっても、やっぱりそのころの感情というのはそのまま残っているんだなと、本当に私もとてもつらく思っております。では、本市の産後うつが心配になる方についての現状、対策についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市においては、昨年度、妊娠届を出された方１００１名のうち、保健師が特に注意を払い支援している特定妊婦は１２０名。その特定妊婦の中でも、既往を含め精神疾患を持っている方は４９名と、その４割を占める状況になっております。産後２カ月ごろに看護師による全戸訪問を子育て支援課が実施していますが、その際に、エジンバラ産後うつ病質問票を全員に実施いたしております。その結果、高い得点で産後うつ病の傾向にあると思われる方が、昨年２５名いらっしゃいました。今年度、コロナ禍では４月から１１月までの８カ月に１４名の方がいらっしゃいました。昨年に比べると、ことしが特に多い傾向にあるとは言えませんが、産後に不安が強くなる母親がおられることは事実でございます。本市でも、産後うつに関して特に注意深くかかわる必要がある状況と思われます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　昨年１００１人の方のうち、交付時に４９人が精神的に心配だったということで、保健師さんたちに聞くと、それからどんどん人数がふえていってしまうということでした。先ほど、大体産後うつというのは１０人に１人だということだったので、飯塚市も同じ千人いれば１００人の方が産後うつの傾向になってしまうという、この現状があるということです。では、その予防についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市が行っております具体的な事業といたしましては、相談体制の整備がありますが、妊産婦が悩みや心配事を１人で抱え込まないように、気軽に相談ができるように育児相談事業を実施しております。今回のコロナ禍におきましても、相談場所に行くこと、誰かと対面で接することに感染の心配がある方もいらっしゃると思いますので、現在リモートでの相談体制について整備をしているところでございます。また、疲れ過ぎない育児環境をつくること、疲れたら休める環境をつくることも重要と考えていますので、本年度より、先ほど説明しました産後ケア事業を開始いたしました。また、家事サポートとして産前・産後生活支援事業も実施いたしております。産前・産後の時期は、母親が不安定な時期となりますことから、母子に寄り添った支援が必要となると思いますので、今後、関係機関と連携し、対策を講じていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代委員。

○７番（金子加代）

相談事業、特にリモートでやることは大変いいかと思います。また産後ケア事業もたくさんの人が利用していることは大変よかったなと思います。また、産前・産後生活支援事業なんですが、これが多くの方にもっと広がるといいなと思っています。なったからどうかするのではなく、やはりその前に、手当てがしやすいときに、できるだけ人とかかわること、家族だけで子どもを見ようとしない、多くの社会の人が私たちの子どもを見守ってくれているという意識を持てるような取り組みをしてもらいたいと思います。例えば、福祉文教委員会でも提案させていただきましたが、産前・産後生活支援事業をクーポン券にしてしまうとか、お金がかからないように、できるだけ特別だと思えないような、誰でも取り組めるようなシステムをつくっていただければと思っております。

では最後に、「嘉穂劇場について」お尋ねいたします。１１月２７日の西日本新聞朝刊に嘉穂劇場について、運営法人が解散、営業は継続、後継者探しという見出しがありました。市は相談を受けたことは事実、解散が正式に機関決定されるまでコメントできないという内容が掲載されておりました。翌日、ほかの新聞社には、市幹部は市にとって重要な文化財、できる限りのことはしたい、片峯市長は貴重な文化財で何としても残したいなどと掲載されました。テレビのニュースでも報道されております。飯塚市民の方だけではなく、全国にいらっしゃる多くの嘉穂劇場を大切に思う方は、今後の嘉穂劇場がどう運営されていくのか、大きな関心を持たれております。嘉穂劇場がこの飯塚に開設され、現在のＮＰＯ法人として運営されるまでの経緯について、まずお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　嘉穂劇場の前身は、大正１１年１月に株式会社中座が開設した中座という劇場でございます。ですが昭和３年に火災で焼失し、その後、再建されましたが、昭和５年には台風により倒壊し、運営主体である株式会社中座は解散いたしております。その後、昭和５年に伊藤　隆氏が再建に着手し、昭和６年２月に嘉穂劇場として再開され、当時、筑豊地域の中心産業であった炭鉱で働く方々の娯楽施設として、大衆演劇や歌謡ショーなどでにぎわいました。以来、合資会社による家族経営の木造建築の芝居小屋として、桟敷や升席、回り舞台などを備える全国でも有数の劇場として運営されてまいりましたが、平成１５年７月の豪雨災害による休業を契機として、ＮＰＯ法人嘉穂劇場へと運営が引き継がれております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　１９２２年なんですけれど、この年に芝居小屋が開設され、火事や台風、水害に遭われながらも、今まで９８年間、民間で運営されていましたということですよね。本当にその思いに私は敬意を払います。現在の建物は昭和５年、つまり１９３０年に建てられております。だから９０年ですよね。その文化的価値が示すものがあれば、お示しください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　嘉穂劇場は、平成１８年１１月２９日に国の登録有形文化財に登録されております。この登録有形文化財とは、保存と活用についての措置が、特に必要とされる文化財建造物を後世に幅広く伝承していくための制度でございます。その中で、嘉穂劇場は、国土の歴史的景観に寄与するものとして登録されたもので、明治期から昭和初期に筑豊地方に建築された唯一の劇場建築の遺構として、炭鉱で栄えた筑豊の歴史を今に伝える重要な文化財でございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　炭鉱で栄えた、この飯塚ならではのところだと思います。あそこに入ると、昔の炭鉱の方が、恐らく仕事の合間に来られて疲れを取られたんだろうなということもよく思います。では、この嘉穂劇場のような芝居小屋は幾つかあるということですが、同じこの九州に存在する八千代座について、その概要と運営方法についてお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　八千代座の概要につきましては、人口約５万人の熊本県山鹿市に現存している芝居小屋でございます。所有者につきましては、熊本県の山鹿市、建物規模につきましては、延べ床面積１４８７．４平方メートル、収容能力約７００人、建築年式、明治４３年、１９１０年、築１００年です。指定につきましては、昭和６３年に国の重要文化財と指定を受けており、直径８．４５メートルの回り舞台があり、客席は升席の畳敷きとなっております。また、運営方法につきましては、一般財団法人山鹿市地域振興公社が指定管理事業者として運営を行っております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　八千代座は大変有名な場所ですが、ここは人が入る収容人数が７００人です。嘉穂劇場を調べてみますと、千人を収容できるということで、嘉穂劇場のほうが約１．５倍ぐらい大きいのではないかなと思います。新聞の報道等によりますと、このＮＰＯ法人嘉穂劇場は、理事会で解散が決定されたとのことでした。解散となった場合、どのようなことが市として考えられるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　特定非営利活動促進法第３１条の５には、解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となる。第３１条の９第１項第３号には、清算人の職務は、残余財産の引き渡し、また第３２条第２項には、解散した残余財産は、所管庁の認証を得て、その財産を国または地方公共団体に譲渡することができる。また第３項には、規程により処分されない財産は、国庫に帰属すると規定がなされております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　大体の流れはわかりましたが、この大筋の流れとして、残余財産を譲渡したいというふうな申し出がもしあれば、市として受け入れるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　ＮＰＯ法人嘉穂劇場として、正式な決議、決定をされ、飯塚市への残余財産についての文書などでの申し出があれば、協議を行う必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　嘉穂劇場のホームページというものがあります。それによりますと、「５０軒もの芝居小屋があった筑豊炭田の歴史を伝えるただひとつの芝居小屋として、数々の苦難・困難を乗り越え、今も生きています。」「嘉穂劇場は、炭鉱で栄えた筑豊の歴史を、今に伝える芝居小屋です。」とあります。また、フェイスブックの中で３１歳の市民の方が、３０歳の成人式を行いました。そして、その成人式を嘉穂劇場で行ったそのメンバーとともに、国の登録有形文化財の嘉穂劇場を、芸能活動の拠点として残すため、たった４日間で９６５筆の署名を集めたと聞いております。嘉穂劇場が今までつくってきたさまざまなつながりは、簡単にできるものではありません。たくさんの芸能活動の方、また市民の方、また手入れをされる方、いろんな方のつながりがあったと私も想像いたしております。嘉穂劇場がこれからも飯塚市で、観光だけではなく、何より芸能の文化の拠点、そして市民も利用できる文化施設、恐らくこれはもともと芝居小屋があった、その気持ちをつなぐものだと思います。その文化施設として残していけるように、私は市として丁寧な話をずっとしていただきたいと考えております。

では最後に、新聞やニュースではなく、市長みずからのお言葉で嘉穂劇場に対する思いをお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　嘉穂劇場は、飯塚市、そして地域にとりましても残すべき財産であるというように考えております。先ほどのやりとりでもありましたとおり、進むべき手続、そして今、質問者もおっしゃいました、これから先、ただ残せばいいというものでなく、運営や活用の方法について、今の時代の中でどう生かしていくかというような新たな考え方も必要ですし、関係者の皆さんとしっかり協議しながら、飯塚市としても存続について、最大限の努力をしてまいる所存でございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　ありがとうございました。市長から、やっぱりニュースや新聞ではなく、みずからお話を聞けることは大変、私としては安心でございます。嘉穂劇場のある場所というのは、市の中心街であります。あそこでは、いろんな催し物があります。昨日の同僚議員の話だと、たくさんの市のいろんな行事があそこを中心に行われております。山笠もそうです。花火大会もそうです。そういうものを、やっぱりみんなと一緒に考える、行政の職員もみんなで考える、また市民を巻き込んで考えるということがこれから必要ではないかなと私は考えております。まだまだ課題はあるかと思いますが、飯塚の財産をみんなで共有していき、さらにいいまちになったらいいなと思っております。きょうの朝、新型コロナウイルス感染症対策で、またさまざまに忙しいことと思いますが、学校だけでなく協力し合って、皆さんが安心して生活できる１２月、そして１月であったらいいなと思っております。体に気をつけて一緒に頑張りたいと思います。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　１時５２分　休憩

午後　２時０５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員に発言を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。第１は、片峯市長の市政運営です。１点目は、３つの視点、暮らし応援、無駄遣いチェック、透明・公正についてです。私は市政運営の最高位にあり、基本である第２次総合計画の策定に当たり、片峯市長が教育長だった４年前の１２月議会において、地方自治の本旨が住民の福祉の増進にあることを、初めて明記したことを評価するとともに、次の意見を述べました。第１に、炭鉱閉山後からのもどかしい歩みに加え、非正規雇用形態の新たな広がりによる低所得層の新しい広がりの中から、本市の役割を見据えて、その役割を果たすこと。第２に、このままでは衰滅しかねないが、正しい政策を貫けば本来は豊かな農業基盤を回復でき、食料供給、地域経済、文化・教育、自然環境保全、災害防止ほかの各分野に極めて大きな寄与ができるという内容です。第２次総合計画は前半期から後半期に入ろうとする中で、新型コロナ危機の時代に入り、中間見直しの時期を迎えました。片峯市長はスケジュールをどう考えているのか、そもそも見直しの視点をどう考えているのか、まず、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　第２次総合計画の見直しにつきましては、来年度の令和３年度に行うこととしておりまして、その準備のために、今年度、市民意識調査に取り組んだところでございます。見直しの視点ということでございますが、総合計画におきましては、令和８年度を終期といたしておりますが、策定当初から社会情勢の変化などにより、新たな課題や要請なども生じてきております。そのため、中間年度であります令和３年度に、今後の施策の方向性を定めるため、見直しを行おうとするものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長の答弁がありません。市長は８日、一般質問への答弁の中で、来年１月告示の市長選挙に立候補する意思を表明しました。議長が質問通告がないと指摘した上で認めた、道祖　満議員の質問に答えたものです。３年６カ月の市政運営を振り返り、「恐らく皆様方から一定の及第点というものは、いただけるのではないか」と発言しました。市長がそのように言う根拠を、ここで示すことができますか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　私の１期目のマニフェストとして、市民の皆様にお示ししましたその項目の中、ほぼ全ての項目におきまして、事業化ができるか、または既に事業に着手できたものであると考えまして、採点をいたしました。しかしながら、事業が目的ではなく、事業による成果を、どのように市や市民に還元をしていくかというようなところまでは、まだたどり着いておりませんので、いわゆる及第点というような表現をした次第でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長の自己評価の基準は、片峯市長の自己のマニフェスト、つまり選挙公約だということのようです。それでは、本市市政運営の最高位にある第２次総合計画の理念、目標を基準に考えてみても、やはり及第点だとお考えですか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　第２総合計画におきましては、本市が目指す都市目標像「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」を実現するために、５つのまちづくりの基本理念及び７つの分野の政策を定め、市全般にわたる施策を展開しております。一方、市長がマニフェストに掲げておられました４つの柱は「子どもたちの未来を拓く教育のまち」、「高齢者が大切にされ、活躍できる福祉のまち」、「地元に働く場所がある活力のあるまち」、「文化やスポーツが盛んな健康なまち」及びその柱とあわせて進めてきた２つの分野「協働のまちづくり」、そして「未来を見据えた都市基盤の整備」の各施策につきましては、本市の第２次総合計画に示す各施策の方向性と合致するものでございます。したがいまして、マニフェストと総合計画に対する評価は同じような内容になるのではないのかというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長の答弁がありません。その評価は市民の評価と一致するのかということです。今からただしていきます。そこでまず、暮らしの応援という視点です。私はことしの３月予算議会において、市長の施政方針に新型コロナ対策についての言及がないことを指摘し、事情をただしました。市長はそのときの答弁を覚えておられると思います。それに対するこの答弁、振り返って、今反省することがないか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　３月議会の中では、質問者のほうから施政方針の中に、今、国内において急増している新型コロナウイルス感染のことに触れていないではないかということと、本市におけるその対策についての予算措置がなされていないのはいかがなものかというご指摘をいただいたと思います。その折には、今年度の施政方針策定は、既に２月上旬のほうでは整えておりましたので、時期を逸しましたというようにお答えをいたしました。また、同様に、当初予算の編成作業も既に終えていたため、３月議会提案の予算議案としては提案することができておりませんというようにお答えいたしました。今振り返りまして、まずは施政方針について、そうであったといえ、私独自の感覚で既に議会に説明するときには、新型コロナウイルス感染の状況も２月上旬とは大きく異なっておりましたので、随時変更し、議会にお示しできるまでのものにしておくべきだったと振り返っておりますし、予算編成等についても、しっかりとその内容も加味しながら検討すべきだったというように思っております。今後は状況を、そして変化を適宜捉えながら、市民の皆さんが安心して市民生活が送られるよう、最大限、これまで以上に努力をしていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長のイニシアチブによる見直しができなかったのはなぜかというところが、また大事と思います。２０２０年度一般会計予算案６９０億円の中に、新型コロナ対策関係予算は１円もありませんでした。私は、市長の責任ある予算組み替えを求めるとともに、財源を示した上で、１．ごみ袋代の負担を福岡都市圏や北九州都市圏より軽くすることなど、５点を提案しました。私が暮らし応援９億円プランと呼んだものです。どういう答弁であったか、ここで紹介してもらえますか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　本年３月議会におきまして、質問議員が５つのプランの提示による予算組み替えを求められることに対する答弁につきましては、行政経営部長が行っておりましたが、その内容につきましては、暮らしアップの提案、つまり住民福祉の増進は地方自治体の重要施策であり、質問議員が提案される手法は、住民福祉の増進につながる一つの方法であると認識しているということ。また、保育料の完全無償化に関しては、国、県が制度化した場合は、市長会を通じて要望していきたいということ。また、提案の内容に対して、財源を４億円程度捻出できないかということについて、現時点で４億円規模の見直しというのは難しいということだが、提案の内容については慎重に検討・研究する必要があると考えているという答弁をいたしておりました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　６月定例会では、①ＰＣＲ検査体制はインフルエンザ発熱の広がりと市内１２０医療機関の規模を考慮して、せめて６０カ所。⑤として、学校に対してはアルコール消毒薬による清潔の保持、心身のケア体制、２０人学級程度のクラス運営など７項目を、財源確保を示しながら提案しました。市長は「質問者の試算は、私が財政当局とシミュレーションした見通しと随分違うが、言われるような明るい見通しなら、そのような対応も必要かもしれない。」と答弁されました。間違いないですね。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　間違いありません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この答弁を踏まえて、私は９月定例会で、「１２０億円を超える基金がある。必要な取り組みはお金をつくって行う覚悟が必要だ。市長は何をどう検討し、実行したか、しようとしているのか。」と質問しました。部長が「財政シミュレーションは厳しい結果だが、その結果をもって、支援事業を行わない判断をするのではなく、感染拡大防止、経済活動の維持の両面の観点から、必要な場合には支援策を実施していかなければならない。」と答弁しましたが、市長は答弁に立ちませんでした。現実には、新型コロナ対策のための財政出動は極めて脆弱なままです。

ところで、私は１２月５日のサンクスフォーラムで、片峯市長が新型コロナウイルス感染対策と言いながら、根拠もなく学校を一斉休校させたとして、子どもを犠牲にしたことを批判するような発言がありました。どういう趣旨の発言だったのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　まずは、１２月５日のサンクスフォーラムへのご参加ありがとうございました。私が挨拶の中で、男女共同参画社会実現の件だけでなく、多くの方がご参加いただいておりましたので、このときを機会として、新型コロナウイルス感染へのさらなる注意喚起とともに、正しく恐れるべきだということを皆さんにお話ししたいと思いまして、その一例として挙げたものでございます。３月当初、そして４月、５月と、３カ月間もの長期にわたり学校を閉鎖しました。特に３月については、なぜかわかりませんが、新型コロナウイルスはえたいの知れない怖いものという捉え方しか、当初はできていなかったのかもしれませんが、学校を閉鎖するということの方向に全国的に動く中で、本市としても同様な対応をいたしましたので、結果的には子どもたちを犠牲にし、子どもたちの学びの場を奪ってしまったという、私の自責の念からお話をしましたし、このことを大人として、科学的根拠に基づいてコロナウイルス等についても、しっかりと判断をしていく、それが大人の責任ではないかということを、私自身はもとより、皆さん方にも投げかけた、そのようなつもりでございました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　科学性を大事にしたいと思うようになったという反省の弁だったのではないかと思います。３月議会で私は、一斉休校について科学的根拠は何も示さず、専門家の意見を直接聞いたものではないという、安倍首相の国会答弁をどう思うかと質問しました。片峯市長は「いわゆる専門家の方々との情報交換はきっとなさっているはずだと思っている。私だったらそのように対応する。」との答弁がありました。一方、本市における一斉休校は、「片峯市長の政治決断による」、「専門家の意見は聞いていない」と答弁が議会であったわけです。これらを考え合わせると、片峯市長は当時、あなたが批判した安倍晋三当時の首相と、そのスタンスにおいて、何ら違いはなかったのではないですか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　今でも科学的根拠に基づいた判断をすべきだったと思っています。また、３月当初に、私自身も専門家の声を聞いたのは、最初は３月４日でございました、飯塚市は。ですから、最初の休校を判断したときには、そのような専門家の声を聞かずに判断せざるを得なかった。国の決定や県の動きとはいえ、それと同様な対応をせざるを得なかった自分に、元教育者としてじくじたる思いはあります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長のために、そう判断しなかった全国１７００を超える市長がおられますけど、同じように、右へ倣えにならずに、そうせざるを得ないと判断しなかった市長もおられるし、教育長もおられることを紹介しておきたいと思います。

　２つ目は、無駄遣いチェックの視点です。現体育館の耐震補強だけなら１億円から２億円でやれると、公共施設特別委員会で答弁がありました。大規模改修でも１５億円とシミュレーションしたのに、事業費がその３倍を超える４７億円にも上る鯰田への移転新築を選択しました。今になって地盤に不安定要因が見つかったという納得できない理由で、現在、工事中止という事態に陥っています。総事業費は、当初見込みは幾らで、今後どこまで膨れるのか、見通しを述べてください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新体育館整備の当初事業費は約４６億９７００万円でございます。これは備品、周辺整備費等を除く建設業費でございます。現段階でございます、これはフミン酸の分をもちろん除いてでございますが、来年度発注予定の外構工事を除いた状況でございますが、約４３億５８００万円の執行予定となっております。外構工事を終えても、当初予定の事業費の範囲内と見込んでおります。ただ、先日から話しておりますフミン酸の関係もございますので、今後、事業費の変更は生じると考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どうなるかわからないという答弁ですね。

　筑豊ハイツの再整備に当たり、南アフリカ共和国の車いすテニス選手団の宿舎、部屋が１０部屋足りないという、片峯市長のふれ込みがありました。デザイン・ビルド・オペレーション、ＤＢＯ方式の採用によって、１つの企業、九特興業が１２億円もの工事を、競争なしに随意契約で受注する事態となりました。総事業費は幾らでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　事業費につきましては、２カ年にわたりますので、２カ年についてご説明させていただきます。まず、平成３０年度ですが、整備工事費約５億５３２０万円、設計委託費約７６００万円、その他手数料等約１００万円の合計で６億３０２０万円。続いて、令和元年度につきましては、整備工事費約７億７２６０万円、器具費約４１１０万円、工事監理委託料約１２７０万円、その他委託料等が約１２１０万円、合計で約８億３８５０万円となっております。２カ年合わせまして、約１４億６８７０万円となっております。

○議長（上野伸五）

　川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者の名前が出てきておりますので、発言の際には、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようにお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　固有名詞を出す際は、公表された事実だけを述べております。

　卸売市場新築建てかえは必要なものと考えていますが、立地が不適切である上に、事業費が当初見込みを大幅に超えて膨れ上がりました。どこまで膨れ上がってきたか、その状況を理由とあわせて、時の流れに沿って説明してください。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　新卸売市場建設にかかる事業費の推移につきましては、基本構想時で２７億４３６２万４千円としておりました。この基本構想時の事業費の算定につきましては、大規模倉庫建築コスト情報物価単価や他市へのヒアリングなどを参考に、施設規模、施設機能を決定し、基本構想の概算事業費を算定いたしました。その後、基本設計を平成３１年３月２９日に完了し、基本設計時の事業費は４１億７２３４万８千円となりました。この事業費の増加の原因につきましては、建築費の１平方メートル当たりの単価の上昇、施設面積の増加、労務・資材単価の上昇が主な原因となっております。その後、設計施工一括方式の契約を令和元年１２月１９日に行い、実施設計を令和２年３月３１日に完了いたしました。本年度に入りまして、現在、事業進行中ですので決算の予定額となりますが、事業費は３６億４６０４万円となっております。基本設計時から事業費が圧縮されておりますが、その主な要因は設計施工一括方式による事業者選定におきまして、事業者よりシステム化された部材使用や、それに伴う基礎計画等が提案され、設計・制作・物流・施工の一貫した鉄骨品マネジメントの計画によるものでございます。現在、事業の進捗状況でございますが、当初のスケジュール通り令和３年３月末に竣工を予定しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　青果、花卉のほかにあった魚市場が離脱しても、事業費は正味ふえ続けていくという不思議な構想です。

　３つ目は、透明で公正な市政運営の視点です。まず、麻生セメントが２０１７年１１月からオリヴィエ・ルノアー当時の副社長を取締役に送り込んだ関の山鉱山株式会社です。庄内町時代から本市はずっと、関の山の鉱業権と市有地は守る立場だったのに、片峯市長は昨年、就任３年目の３月、手のひらを返すように売却方針に転じました。関の山鉱山株式会社から文書で要望書が提出される２カ月も前のことです。６月議会で私も取り上げ大きな問題となり、８月には地元自治会から請願が出されていたのに、９月定例会を目前に、市議会にも地元にも隠れて契約書を結びました。現在に至るまで経過は不透明なままです。この際、片峯市長がどう判断し、どういう指揮をしたのか、丁寧に説明してください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　関の山鉱業権につきましては、昭和３８年４月１１日に旧庄内町が鉱業権を設定して以降、行政として直接採掘事業を実施しないため事業着手を延期してきました。また、国への事業着手の延期理由といたしましては、「経済的基礎・技術的能力・十分な社会的信用を有し、上記の課題を完全に解決する事業者であり、地元住民の合意が得られる事業者があらわれれば、本鉱業権について移転を認めざるを得ない」としておりました。このような中、延期理由を満たす事業者があらわれ、鉱業権移転の手続を進めましたが、昨年１２月議会におきまして売却議案が否決されたため、令和２年３月に鉱業権を放棄いたしております。市といたしましては、平成２４年に鉱業法が改正されて以降、延期理由を満たす事業者があらわれれば移転する方針であり、議員が言われます考え方を変えたということではございません。続いて、平成２４年の鉱業法が改正されて以降、延期理由を満たす事業者があらわれた場合は、鉱業権を移転する方針でありましたことから、平成２５年度以降、開発に伴う騒音、振動等との懸案事項の一つ一つについて、地元自治会と協議しながら調整してまいりました。このことを踏まえまして、市としましては、要望書が提出される前の平成３１年３月に有償譲渡での売却の方針を決定しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、片峯市長がこの問題で、どう判断して、どういう指揮をしたかを問うたわけですけど、答弁ありませんか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　今、経過につきましては、経済部長が答弁したとおりでございます。私、市長になりまして、この問題を市長の立場で初めて知りました。もともと旧庄内町のほうが、業者があらわれれば開発しますが、そうでないので、自分のところでというようにして申請を出していたということ。合併した後も、その方向で、事業着手の延期ということで、国に申請をしておりました。いよいよ２年後に、また再延期ができるのかということをリサーチさせましたら、この理由では難しいと。本当に事業者がいないのかということで、確認いたしましたら、地元にそういう事業者がいらっしゃるということで、先ほど、これも経済部長が言いましたが、騒音や水の汚れ等の心配、そしてできる限り関の山を現況復旧すること等について、市が直接、話をしていく機会を設けること等について指示をしてきたところでございます。その段階では、あくまでも市に鉱業権があり、そして土地も市にあるので、さまざまな地元からの要望や懸念される事項の解決に向けて、市が責任をもって仲立ちをして、事業者とやりとりができるということで、それを市がお受けするつもりで考えておりましたが、そのほうがよかろうと判断したんです。これを国のほうに、今回、最終的にはそうなりましたが、鉱業権を放棄というか、返上しましたら、国のほうが県等を通じて事業者に許可を出したときには、今度は許可権者は市ではなくて、県だとか、国になったときに、主体的に市がどこまで事業者と交渉できるのか、そのようなことと相対して考え、市が責任を持った対応をするという道を選択したつもりで、市議会のほうに売却議案として出しましたが、関の山に対する地元の思い、願い等がありまして、否決がなされましたので、現在のような状況になっている。そのように理解をしています。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長は、この関係議案の審査の際に、鉱業権がある事業者が採掘するに当たり、市有地が対象になるという場合は、公共の利益のために協力しなければならないという発言をしたことがありますよね。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　国のほうが国策としての、我が国の産業構造の進化等を考えての、鉱業権についての変更をいたしましたので、そのことを考えると、協力をするのが関係自治体の努めではないかと思い、確かにそのように発言いたしました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その立場は今も変わらないんですか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　市長になりまして、いろいろ経験もさせていただきまして、いろいろ複雑なところも感じておりますが、もちろん質問者もそうだと思いますが、私もあの図面を見て、市有地が大きな部分を占めていますが、民有地もあります。民有地のほうから採掘が始まったときに、地下のことですから、どうなるんだろうかとか、国のほうからそのような申し入れが出たときに、市のほうとしてその対応について環境保全条例等々を引き合いに出して、そのことを引き受けかねるというような対応が可能か、もしくは妥当かということについて、今後、しっかりと勉強していきたいと思っています。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現在、この市有地２つは行政財産として、水源涵養林として必要ということで、大事にしていくという方針なんですよ。保安林でもあるわけです。この市の基本方針と、あなたが今述べられたことは、基本的に整合性がとれません。

　頴田病院に隣接する療育施設ミーティアスについて、麻生グループの株式会社療育振興プロジェクトに対する市有地の無償貸与の更新は、当初契約に違反するものです。前市長のときには認めなかったのに、麻生財務大臣に近い会社が交渉にかかわり続ける中、片峯市長になると手のひらを返すように認めてしまいました。こういうやり方について反省するところはないですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　ご質問の頴田の療育関連通所施設敷につきましては、借り主であります株式会社療育振興プロジェクトから市有財産使用貸借延長の願いの提出がございまして、平成３０年４月１日から５年間無償貸与したものでございます。この件につきましては、借り主の申し出を受け協議をする中で、同社の収入源が療育関連通所施設の賃借料収入のみであり、減価償却費や施設の維持費を合わせた経費を賄えないということ。また、当該施設が嘉麻市、桂川町を含む飯塚圏域における障がい児相談支援の機能を有し、障がい者福祉行政の施策を展開する上で大きく貢献していること等を考慮いたしまして、用途指定の上、無償貸与を行ったものでございます。この圏域の療育体制を維持するためには、必要なことであったというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長の答弁がないということは、何ら反省するところはないということだと確認していいですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　この件につきましては、やむを得ないと言いますか、必要なことであったというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　次は、片峯市長は前回市長選立候補に当たって、麻生事務所に支援要請を行ったという報道がありました。今回、市長選立候補に当たり、麻生太郎事務所にはいつ支援要請に行くつもりか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　答えるべきかどうか、お答えしなければならないかどうか、ちょっと悩むべきところではありますが、これまでの前段を含めましたら、真摯にお尋ねいただいていますので、私も真摯にお答えしたいと思っております。前回、全く選挙とはどういうことかもわからずに、思い切って立候補して、麻生事務所のみならず、関係の皆様にご指導いただきながら、選挙をいたしました。今回、どうしようか考えましたが、今もまだ悩んでいるんですが、このコロナ禍の選挙の中で、事業所を訪問したり集会を開いたりとかいうような従来の選挙のあり方は、今の状況ではすべきではないのではないかというように、私自身は考えております。それで、麻生事務所はもとより、どの団体にも、現在、推薦等のお願いは行っておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これから考えるという答弁のようです。今までの３年６カ月余りの市政運営を見ていて、無投票ということは到底難しいと思います。

　２点目は、新型コロナ危機から市民を守る視点です。新型コロナ危機の時代を迎えた今、これまでの片峯市長の市政運営では通用せず、地方自治の本旨である住民福祉の増進をぐいぐいと進める新しい市政運営こそが、いよいよ必要であることが浮かび上がっています。総務省は来年度の一般財源総額の概算要求を、今年度と同額と実質的に同水準を確保するとし、減収補填債の活用のほか、新たな財源確保策も検討されています。また、本市としても、現実に過去最高水準の積立金があります。これらを財政的な展望を考慮した上で、第２次総合計画の中間見直しの視点については、まず、ＰＣＲ検査の抜本拡充によるコロナ感染抑え込みと、医療機関とも連携をとった抜本的な対策。２として、医療、介護、福祉、保育、児童クラブなど命を守る労働者を守る。３として、８時間働けば普通に暮らせることなど、人間らしく働ける労働のルール。４として、２０人学級など少人数学級で子どもが大切にされる学びの保障。５として、消費税の減税を国に求めるとともに、家計と地元業者の応援強化への転換。６として、嘉穂劇場の支援を初め、文化・芸術への予算増。７として、市の審議会などへの女性の参画５０％を先送りせず、速やかに実現するなどジェンダー平等社会の視点。これらは地方自治と住民自治を取り戻し、発展させることが大前提であります。市長の見直しの視点、言われましたかね。言われませんでしたね。行政経営部長の答弁の視点と、私が今述べた視点と、どちらが時代の流れに合っていると思われるか、市長にお答えを願いたいと思います。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　さまざまな角度から、今後の本市の施策のあり方についてご意見をいただきました。どちらが正しいかというようなお尋ねでございますが、何点も挙げていただいている中で、なるほどと十分に理解できる点もあれば、私が考える方向性とは若干異なるのではないかなというような点もあったように思います。先ほどから行政経営部長も説明をしておりましたとおり、今後、第２次総合計画は令和３年度に中間年度を迎えますが、その評価とともに今後の見直しを行うようにしておりますので、ご指摘いただきました点も含めまして、市の施策方針として検討を続けていきたいと思っている次第です。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　来年２月７日が投票日ですからね。

　第２は、自然環境・生活環境です。１点目は、白旗山周辺地域についてです。アサヒ飯塚メガソーラーの住民説明会が１２月１９日午後７時から二瀬交流センターで行われることになりました。まず、昨年９月、知事に対し片峯市長が文書で申し入れた後の主な動きを説明してください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　昨年９月の県へ要望書を提出後の主な経過についてですが、まず、令和元年１０月２１日、県からの回答をいただいております。続いて、１１月、ボーリング調査による伐採、同じくＢ調整池付近のボーリング調査、１２月２７日、文化課による試掘調査、年が明けまして令和２年１月２４日に文化課による試掘調査、５月２８日に県への文書申し入れを再度行っております。また、８月７日にＢ調整池の完了検査、８月２４日、住民説明会の開催について県から事業者へ文書が施行されております。また、９月２９日、４自治会からの要望書が提出、１０月９日、県への文書申し入れ、１０月１６日、現地視察、懇談会というような流れになっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　机の上の話はわかりました。現場はどうなっているんですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　８月にＢ調整池の完了検査が行われまして、防災工事が完了いたしまして、それ以降、本工事が行われているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どうしてそういう答弁になるんですかね。住民の命とか安全、生活環境について、重大な変化が生じたではないですか。そのことは、あなたの中にはないんですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　９月２１日に新相田１８組に落石が発生いたしまして、９月２９日、４自治会等から要望書が提出されて、住民説明会が事業者よりないまま開発が行われていることについて、地域の方が大変な不安を抱いていることとなっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市も市議会も、住民の同意のない開発はやめてくれというように言ったわけでしょう。同意があって、あの状態になったんですか。大規模に森林が伐採され、調整池もないのに造成工事が始まっていく。こういうことを住民が合意したんですか。その現場のことを聞いているわけですよ。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　事業内容につきましては、事業者から説明がないので納得されていない地域の方もございますし、反対している地域の方がおられることも承知いたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その辺は後でまたやりましょう。それで―――しかし腹が立つね。こういう答弁は、正直言って。

　白旗山の豊かな自然を未来につなぐ会と高雄区、新相田、けやき台、緑ヶ丘の４自治会長は９月２９日、市長に要望書を提出しました。その内容は先ほど金子議員に対する答弁でわかります。市長は、この要望書をどう受けとめて、どういう判断をしたのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　要望書には、騒音、粉じん等による耐えがたい被害を受けていること。また、落石などによる災害防止対策、現地調査、住民説明会開催のための指導などの要望がなされ、住民説明会が開催されないままの事業の実施に、地域の方が不安を募らせている状況であることと受けとめております。このことから、福岡県知事宛文書を副市長以下で持参し、住民説明会の開催を要望し、現地視察、懇談会を行ってきたところでございます。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　文書を拝見しまして、地域の方々が大変不安で、そしてお困りであるという状況が拝察できました。職員と話をしましたのは、その気持ちにしっかり寄り添うことこそ大事で、市として県や事業者の間に入って、適切な対応がよりできるように努力をする必要がありますねという話をしたところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長、後で申し上げますけど、中に入ってとかいうことではないんですよ。対決してというところなんです、飯塚市長は。これは、後でその筋道を紹介しますよ。

それで、１０月９日に福岡県に申し入れをしましたね。内容、それから福岡県はどういうことをしてくれたのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　１０月９日、「白旗山周辺における林地開発行為について」という文書を福岡県に提出しております。内容につきましては、現在も開発に対する地域住民の不安や疑念が払拭されないまま開発が進められ、地域住民の不安が募っているというところで、４項目について指導・監督の徹底と、積極的な情報の提供・共有についてお願いをしているところです。具体的には事業主に住民説明会の開催の指導。それから県主催による住民説明会の開催。災害防止の対策についての事業者への指導。自然災害などの被害の発生に対する調査・研究を求めております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福岡県は何をしたのかという質問をしています。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　要望している住民説明会につきましては、遅くなりましたが、開催予定が決定いたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　質問を続ける前に、さっき思わず、腹が立つなというようなことを言いましたけど、不適切だったと思います。これは申しわけありません。

　１０月１６日の現地視察をどのように行ったか、何がわかったか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　１０月１６日に白旗山メガソーラーの現地視察及び懇談会を行っているところでございます。現地視察につきましては、職員それから地域の方で現地の視察を行ったところですが、災害防止対策などの説明のないまま、広範囲に工事が行われており、地域住民の方の不安の声をうかがっているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど、金子議員の質問の中でも出て、答弁もありましたけど、落石が開発区域外に及ぶなど、不適正な行為が場内で行われていることは、もう明らかです。自然環境保全条例の規定による立入調査は、いつ行う考えか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　自然環境保全条例に基づく立入調査につきましては、現在、立入調査の日程につきまして関係者と連絡をとっており、早急に実施に向けて努力してまいりたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１０月１６日に住民は行われると思っていたんですよ。早急にと言われますけど、それはいつを考えていますか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　県とも協議を進めており、事業者のほうに早急な―――、住民説明会をまずもって行っていただくとともに、立入調査につきましても、私ども強く関係者に働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、市がその条例に基づいてということを要求しているので、市長が先頭に立って、服を着て入るというのが、ヘルメットをかぶって入るというのがイメージですよ。

それで、要望にあった、市として、飯塚市が地元の方々に住民説明会をするということについては、いつ行いますか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　１２月１９日に開催の住民説明会に、県と市と同席をしまして、説明会を開催いたします。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市が住民に説明する日のことを聞いているんですよ。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本市といたしまして、１０月９日に副市長を初め関係部課長で県庁を訪問した際にも、県と市独自の説明会というふうな申し入れをいたしておりましたけれども、県の許可に基づく開発でございまして、それぞれの独自の説明会ではなく、事業者の説明会に県と市が同席をするという内容で進めております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地元は市に説明してもらいたいという要望を出しているわけですよ。どういうことですか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　繰り返しの答弁になりますけれども、本事業につきましては、許可権が福岡県にありますものですから、事業内容等につきましても、承知をしている内容が限られた内容になっております。不正確な説明になってもいけませんので、丁寧な説明をする上で合同の説明会を開催させていただきたいというふうに考えております。ご理解よろしくお願いします。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　自然環境保全条例に基づく立ち入りを行うんでしょう。事前に説明を地元の方にするのか、その立入調査の成果をもって報告するのか、どっちかですよ。速やかにやることを、市長にお願いしておきます。

　アサヒ飯塚メガソーラーが、文化財調査として森林の大規模伐採を行ったのはいつでしたか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　１２月２７日に文化課による試掘調査、加えまして令和２年１月２４日に同じく試掘調査を行ったことは把握しておりますが、申しわけありません、具体的に何日というところで、それに伴う伐採が行われた日にちというのは把握しておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　木々の悲鳴が聞こえなかったですか、その日。Ａ調整池とＢ調整池が排水路に接続されて、完成をあなた方が確認したのは、それぞれいつのことですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　Ｂ調整池につきましては、令和２年８月７日に接続完成が行われております。Ａ調整池につきましては、まだ接続完成がされておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　林地開発許可条件で防災工事については、調整池づくりについては、何と書いてありますか。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　３時０２分　休憩

午後　３時０２分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　防災施設は本工事に先行して施工することと記載されております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

市長、今の事実を九州経済産業局に情報提供してはどうでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　１２月７日月曜日に、九州経済産業局のほうに市民環境部と経済部とともに参っております。住民説明会の積極的な開催がされない内容等を情報提供しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長、もともと共通認識のところが多いと思いますけど、林地開発許可手続の当初から、当時の齊藤市長は県知事に対して、この開発が大規模であること。住宅地に隣接していること。都市マスタープランに基づくまちづくりの基本方針と整合性が図られていないことを指摘しています。本市の意向に反して許可があった直後には、本飯塚市議会が住民同意のない開発は中止を求めると決議しました。大雨の季節に調整池もつくらず、森林を伐採し、造成を始め、住民に深刻な被害を、ますます深刻化させている状況を見れば、国に対して太陽光発電設備設置の許可の取り消し、県には林地開発許可の取り消し、事業者には開発を諦め、豊かな自然を取り戻す原状回復を求めるべきだと考えます。片峯市長は就任早々現地を視察し、死ぬ気になって頑張ってほしいと訴えられ、そのくらいの覚悟で頑張ると地元の皆さんに約束したではないですか。今が頑張るべきときです。市長の答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　常に市民の立場に立って考えられ、副市長以下、何度も県へ事業者に対する指導徹底について要望を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２点目は、明星寺地域についてです。これまでの経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　明星寺地域における太陽光発電の経過につきましては、明星寺３４８番地１ほか２筆、６８３３平方メートルにおきまして太陽光発電事業を行うものであります。令和２年９月２９日に飯塚市自然環境保全条例に基づく届け出がなされております。その後、事業面積を明星寺３４８番地１ほか１筆、５２６７平方メートルに縮小したことから、令和２年１１月２日に同条例に基づく変更届け出がなされております。また、条例に基づく住民説明会が令和２年１１月８日に明星寺南谷公民館で開催されております。しかし、当日は時間が限られていたこともあり、今後、事業に至る経緯や図面等を改めて追加し、より詳細な事業説明が行われる予定となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういう事業者ですか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本事業者につきましては、住所地が福岡市博多区博多駅東１丁目１４番３４号、会社設立年月日が令和２年９月８日、代表者名が蓑下祐一氏、資本金が１０万円となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地元、明星寺南谷の皆さんから１０月３０日に提出があった要望書、内容を紹介してください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　１０月２９日付におきまして、飯塚市長宛てに地元、明星寺南谷町内会会長、須藤喜幸氏から要望書が提出されております。概要につきましては、今回の太陽光発電パネル設置計画の開発予定地は、進入路等もなく袋小路であること。周囲が田畑や竹林、雑木地であり、地層が砂地の山林で、台風や豪雨時は、土石流の大規模災害の危険性が高い山林と思われること。また、地域住民との合意ができておらず、住民一丸となって開発計画に断固反対であることとして、太陽光発電パネル設置計画を中止するよう行政からの強い働きかけを行っていただきたいとの内容で、要望書の提出があっております。

反対の理由として６点。１点目が、当地は雑木竹林であり、山の谷間になっております。その形状から、古来、湧水を利用した水田が開かれている地域である。２番目に、当地区の下流域には約３町の水田を改良整備し、その用水は、当山林伝いの水源とし、その湧水かんがいに唯一頼っているところ。また、水源涵養林の役割を果たしている林地である。また、発電開発計画によって雨水が直ちに流出してしまい、かんがいに大きな支障を来すおそれが大で、取り返しがつかなくなる可能性がある。３番目に、今回の発電開発による雨水の流出により、その機能が失われることで、農作物等にも甚大な被害をこうむるおそれがある。４番目に、龍王山の自然環境を破壊していくことになる。５番目に、自然環境や生態環境に重大な影響を及ぼす懸念もある。６番目に、６千平方メートル以内であれば、いつでも、どこにでも太陽光発電パネル設置ができることは、地域住民は安心して生活ができなくなるとの記載がございました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　太陽光発電開発用地に入るための進入路を隣接する農地につくるために、一時転用許可申請手続の説明を求めます。

○議長（上野伸五）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　農地を農地以外の目的に利用する場合には、農地転用申請が必要となります。質問議員がお尋ねの進入路につきましても、農地以外の目的に利用することとなるため、申請が必要となります。その進入路が作業目的であり、作業終了後に農地復旧することが約束されている場合に関しましても、一時転用申請が必要となります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地元の同意書は、どういったものが必要ですか。

○議長（上野伸五）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　一時転用の場合につきましても、見取図や計画書等のほかに、地元水利権者による承諾書を提出していただくことになります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　同意書がとれない場合はどうしますか。

○議長（上野伸五）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　水利関係承諾書につきましては、あくまでも提出依頼にとどまっております。どうしても承諾を得られない場合につきましては、理由書の添付をもって申請書の提出を受け、その内容も含めまして、農業委員会で審議することとなります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この事業者は、太陽光発電用地に隣接する畑の売買契約を行い、お金も払ったと、住民説明会で発言しています。農地法違反に当たるのではないのですか。

○議長（上野伸五）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　ただいまのご紹介いただいた件につきましては、私どもは聞き及んでおりません。しかし権利移動等が発生する場合、農地である限り、農地法上の申請及び許可が必要となります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　第３は、市営相田団地の建てかえです。１点目は、地元住民との協議の経過についてです。お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　相田団地につきましては、３つの案を地元に説明しております。まず第１案につきましては、既存の住宅用地で建てかえを行うという案でございます。次に、第２案は、県有地を購入して、そこに１棟目を建設し、ローリング方式で建てかえを進めていくという案になります。最後に３案としまして、県有地を活用して相田公園の代替を造成し、現在の相田公園に１棟目を建設し、ローリング方式で建てかえを行っていくという案でございます。

この３つの案を、相田団地、相田、新二瀬の３自治会に対して提案し、具体的には相田団地自治会に対しては、平成２６年１０月１４日に自治会役員９名に３つの案を提案し、これについて隣組長会に諮る必要があるとのことで、１０月２５日の隣組長常会に諮っていただいた結果、県有地を活用して相田公園の代替を造成、相田公園に１棟目を建設し、ローリング方式で建てかえを行っていくという第３案で了承する旨の回答をいただいております。また、相田自治会、新二瀬自治会にも３つの案について説明を行い、１２月７日に第３案での了承をいただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　構想から外れる土地がありますね。なぜ外すのか、外してどうするのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　購入した旧県有地を一時的に公園として活用しますが、４棟目を建設後に、現在の相田公園の南東側に新たに公園を建設いたします。これにより旧県有地及び新公園の東側のブロックが残地となります。残地については、現在のところ活用方法については決まっておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　相田公園並みの面積の残地が出るんですよ。住民の声があるみたいに言われましたけど、本当ですか。

それで２点目です。計画の見直しと要望についてです。地元から出ている要望書の内容をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　相田公園に隣接される住民の方から１１月２日に要望書が提出されております。その内容として、２つあります。まず１番目に、１１月末日までに住民に第３回目の説明会を行うこと。それに当たっては、市長もぜひその説明会にご出席くださるようお願いします。２つ目に、第３回目の説明会を行う前に、市長が相田団地にお見えになって、現地での視察をしていただきますようお願いしますということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　取り扱いは、どうなっていますか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　まず、１番目でございますが、市長に内容をお伝えしております。本事業についての対応は、担当課だけではなく、担当部署である都市建設部にて対応させていただく方針とさせていただいております。２番目でございますが、相田団地にお見えになって、現地での視察をしていただきますようお願いしますという要望を踏まえ、市長のスケジュールを調整していただき、現地視察を行っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いつ、誰と行ったんですか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　視察におきましては、担当部局が同行して１１月３０日に現地視察に行っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　要望書提出者と話をしなかったのはなぜですか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　スケジュールの合間での視察となったことから、連絡はしておりませんでした。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長、住民同意がないんですよ。しかも、最もこの構想で被害を受ける、１期工事で被害を受ける人たちに同意がない。最初からのテーマが実現されていない。そこで、紛争を解決し、住民の皆さんみんなが喜べる建てかえを速やかに行うためには、私は３つの大切なポイントがあると思います。３つ一緒に言いますので。第１は、相田公園に新築する工事は、最も悪影響を受ける住民の合意のないまま着工しないことです。第２は、相田公園は地域の真ん中にあり、大規模災害時に避難場所にもなるため、現状のまま公園として維持することです。第３は、では１期工事はどうするのかということなんですけど、新しく公園にする予定のＥブロック、あるいは残地にするＦブロック、公園にするＥブロック、Ｆブロック、計画を変更するか、あるいは特に老朽化が進行しているＡブロックにおける新築工事を先行させるか。住民の合意のとれる見直しを速やかに考えていただきたいと思います。市長、答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　具体的に提案もいただきました。ただ、私どもとしましては、この計画はできるだけ早く、地元のために進めたいと思いまして計画を立て、そして地元自治会のほうとも協議し、了承を得てのことでございますので、今たしか５件ですかね、今おっしゃっている、今あるスペースにフェンスがあって、道路を挟んでその前の、その方々からの要望ということではありますが、そこだけに着目するわけでなく、これまで協議してきました自治会とも協議しながら、今いただきました案が、本当に進捗への影響とか、もちろん建築費用だとか、それから相互理解というような観点もありますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　３時２３分　休憩

午後　３時３６分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後５時まで延長いたします。２４番　平山　悟議員に発言を許します。２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　質問の前に一言、本日の本会議、一般質問の前に、飯塚市立小学校の児童が３名、新型コロナウイルスに感染されたという発表がありました。その中で、今後の対応も大変心配される中で、こうして一般質問をしております。きょうの最後の一般質問ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私は質問通告の「１．学校給食について」、「２．市内小中学校の教育について」、先に、今回は２の市内小中学校の教育についての質問から入っていきたいと思います。飯塚市は、第２次飯塚市総合計画の中で、第２次飯塚市教育施策の大綱を作成され、次代の飯塚市を担う人づくりを基本目標として、学校教育、社会教育の各分野において取り組まれ、成果があらわれていると思います。そこで今回、飯塚市が目指す教育の分野について、質問をしたいと思います。

飯塚市は、施設一体型のほか、隣接型、分離型と９年間の連続した学びとして、地域と連携しながら特色ある教育活動として、小中一貫教育を進められていますが、小中一貫教育のメリットは何でしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　全国的に、中学校入学後、学習内容が複雑になることや小学校の学級担任制から教科担任制になること、また、さまざまな指導体制の違いから学力低下や不登校生が急増する、いわゆる中１ギャップが教育課題として挙げられます。そこで小中学校の教職員が連携、協力しながら、義務教育９年間の学びの連続性を意識して、小学校から中学校までの子どもの発達と学習の連続性を重視した小中一貫教育を進めることで、さまざまな教育課題の解決に取り組むことができております。主なメリットといたしましては、まず不登校の減少、次に小学校から中学校生活へのスムーズな移行、それから学力の向上、また学校が楽しいと感じる児童生徒の増加、またさらに、児童が中学校段階の生徒を身近に感じ、先輩の姿を見ることで、自分の将来像を意識することができるため、情緒が安定しやすくなるとともに中学生も自尊感情が向上する中で、人の役に立ちたいという気持ちが醸成され、思いやりのある生徒がふえてきたことなどが挙げられます。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　メリットとして不登校が減少した、中１ギャップのスムーズな移行、これは本当に大きなことと思います。

次に、飯塚市は小中一貫教育の推進により、昔のような荒れはなくなり、落ちついた学校生活が送られていると思いますが、いじめ問題の認知件数や不登校生徒の数は全国的にも多く、学校の最重要課題ではないかと思います。現在、小中学校のいじめの件数はどのようになっていますでしょうか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　飯塚市小中学校のいじめの認知件数は、令和元年度の調査結果で申し上げますと、小学校１２６件、中学校６０件、合計１８６件でございました。内訳を見ますと、冷やかしやからかい、悪口、仲間外れ等が多くを占め、学級担任の発見、アンケートによる発見による認知の値がふえております。これは、国や県のいじめの認知件数の増加と同じで、平成２５年のいじめ防止対策推進法の施行以来、生活指導担当者や管理職を対象とした研修を重ねることで、学校の教職員のいじめ認知に対する意識が高まってきたものと考えておりまして、以前は悪ふざけの範囲内と考えられていたものでも積極的にいじめと認知し、早期に対応している結果と言えます。また、児童生徒もアンケートを通じて、教師に相談できる環境が整い、その意識が高まってきたと考えております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　では、いじめの解消対策としては、飯塚市ではどのようなことに取り組んでいますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　いじめの早期発見、早期対応といたしまして、月１回の学校生活アンケートや、いじめに特化した無記名アンケートを学期ごとに１回実施しております。また教育相談を定期的に実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが対応いたしております。学校の体制といたしましても、校内いじめ問題対策委員会の設置や、いじめ問題に関する研修の充実を図り、また、家庭や地域と連携した取り組みとして、保護者向けの研修会やリーフレットの配布等を行っております。児童生徒に対しましては、子どもの社会性の育成を目的としたソーシャルスキルトレーニングとして、社会的能力をその教育事情に合わせて効果的に育成するための学習プログラムの実施や道徳教育の推進とあわせ、協調学習によっても子どもたちの自己有用感や自己肯定感を育むことで、他者への気遣いや自己のコントロール、善良な対人関係などを醸成することを図っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　社会的能力をその教育事情に合わせて、効果的に育成するための学習プログラムを実施されていると言われていましたが、その学習プログラムの内容をちょっと詳しく説明してください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　このプログラムにつきましては、ＳＥＬ―８Ｓ学習プログラムと申しまして、まず、自己及び他者への気づき、自己のコントロール、対人関係、責任ある意思決定、生活上の問題防止のスキル、人生の重要事態に対処する能力、積極的、また貢献的な奉仕活動という８つの能力をゲームや身体活動などを用いて、子どもが楽しく、かつ具体的に学べる学習プログラムでございます。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　なかなか大変いい学習プログラムですね、本当に。それでは次に、小中学校の不登校の実態と不登校になる原因について、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　文部科学省が実施した「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によりますと、不登校は前年度から小学生は１８％の増、中学生は６％の増となっております。飯塚市における不登校児童生徒数は、ここ数年、小中学校合わせて２００名から２５０名の間の推移でございまして、令和元年度と平成３０年度を比較いたしますと、小学校で１１名増の７０名、中学校で９名減の１７５名であり、不登校は依然として横ばい傾向にございます。理由といたしましては、無気力、生活リズムの乱れ等、本人にかかわるものが多く、次に親子のかかわり方、ネグレクト等の家庭にかかわる状況が見られます。これは、学校現場だけでは対応できない問題でございまして、スクールソーシャルワーカーと協力し、関係機関との連携を図っております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　では、それらの不登校生徒の未然防止、復帰に向けて、飯塚市ではどのようなことに取り組んでいますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　不登校の未然防止、きめ細やかな対応の推進といたしまして、不登校が生じないような学校づくりのために県教育委員会が策定いたしました「福岡アクション３」に基づく継続的、計画的な取り組みを行うとともに、マンツーマン方式の実施並びに小中連絡会や不登校生対策委員会を計画的に開催いたしております。また校内の支援体制として、校内適応指導教室の設置、カウンセリングの場としての保健室の活用、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる対応等を行っております。さらに飯塚市いじめ不登校問題連絡協議会を年２回開催し、関係機関、学校関係者を交えて、いじめの適切な認知に向けた共通理解を図り、不登校の未然防止と復帰への取り組みについて協議し、対応いたしております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　市では、いじめ不登校問題連絡協議会を年２回開催し、不登校の児童生徒の未然防止や復帰への取り組みについて対応しているとありましたが、私も平成１１年５月１日に初めて議員に当選させていただいた６月議会で、いじめに対する青少年非行問題に対して、外部から生徒指導員の設置や不登校や中１ギャップがなくなるように、小中一貫校の教育施策の推進を要望してきた経緯があります。しかし、ことし１０月２２日の新聞で、２０１９年度の認知されたいじめ事案は、過去最多の６１万２４９６件と文部科学省が発表しました。大変驚いているところです。飯塚市でも、いじめが１８６件、不登校が２００名から２５０名と決して少なくない件数であります。私が調べたところ、滋賀県の大津市では、２０１１年のいじめ自殺問題から、いじめ見逃しゼロへ特命教員を設置したり、岐阜市では、いじめと関連の深い不登校や虐待の問題を取り扱う子ども支援コーディネーターを置き、新潟市では、いじめ対策推進教員を置いて、いじめが解消されたと学校が判断した割合は９５．７％で、４７都道府県で最も高かったとあります。私は、いじめがなくなれば関連の深い不登校も減少すると思っております。飯塚市といたしましても、いじめが解消されたと学校が判断された割合が１００％となるように、なにかしらの努力をして取り組んでほしいと思いますが、どんなふうでしょうか、部長。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ただいま、ご紹介いただきました事例などを研究いたしまして、いじめを見逃さない環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　よろしくお願いします。それでは次に、飯塚市の特別支援教育について、お尋ねします。クラスの中の支援を要する児童生徒とは、どのような児童生徒のことを言うのでしょうか。また、各学校には何人ぐらいいますか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　学校には、外国籍であったり、指導上の問題があったりというさまざまな理由で支援を要する児童生徒が在籍しております。しかし通常、特別な支援を要する児童生徒という場合は、ＬＤと言われる学習障がいや、ＡＤＨＤ等の発達障がいなどの可能性がある児童生徒を指します。また、文部科学省が平成２４年１２月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によりますと、学習面、または行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、全体の６．５％となっており、これは４０人学級で例えますと２、３人はいるという計算になります。また、飯塚市の公立小中学校で、通常学級で特別な支援を必要とする児童生徒は、各学校からの報告によりますと、本年１０月現在で小学校２７９名、中学校１２２名、合計４０１名となっておりまして、全体の約４％という割合となっております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　４０１名ですね。それでは現在、学校に配置されています特別支援教育支援員の仕事内容について、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　特別支援教育支援員の業務につきましては、配置先の学校長、教頭、担任教師等と連携の上、まず介助につきましては、基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助、学習活動及び教室間の移動における介助、運動会や学習発表会等、学校行事における介助がございます。また、発達障がいの児童生徒に対する学習支援や対象児童等の健康・安全確保、さらには、周囲の児童生徒への障がいの理解の促進など、その他必要な支援を行っております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　支援員には何かしらの免許は必要ですか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　特段の免許は必要ではございません。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　それでは、支援員の方々はどのような研修を受けているのでしょうか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本市教育委員会では、特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解と特別支援教育支援員としての支援のあり方について、理解を深めることを目的に年１回の研修会を行っております。また、新規に採用された支援員に対しましては、年度当初にその役割等に関する研修を実施しております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　学校教育では、特別な配慮を要する児童生徒に対し、先生方はどのような研修を受けていますか。その内容をお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本市教育委員会では、特別支援学級担任や通級指導教室担当者を対象として、毎年研修会を実施いたしております。また、各学校が行う研修等の機会を通じ、障がいのある児童生徒の理解と指導力の向上を図っております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　それでは現在、飯塚市内の全小中学校に配置されている特別支援教育支援員の人数は足りていますでしょうか。それによって、先生方の負担は減っているのでしょうか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　特別な支援を要する児童生徒に対して十分な支援を行うことができるよう、各学校の実態を把握し、必要な人数を要望いたしております。配置が開始された平成１９年度から、支援を必要とする児童生徒数の増加に伴い、特別支援教育支援員を増員して特別支援教育の充実を図っております。また特別支援教育支援員の配置により、障がいのある児童生徒に対し、学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポート等、よりきめ細やかな支援が可能となるため、教職員の負担をふやさないためにも支援員の活動は重要な役割であると考えております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　今、必要な人数を要望していると答弁されましたが、再度聞きますけれども、支援員の人数は足りているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　関係部局のご協力によりまして、充足いたしております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　この制度は、平成１８年に学校教育法等の改正があり、平成１９年４月から障がいのある児童生徒等の教育の充実を図るため、今までの盲、聾、養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換するとともに、小中学校等に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援教育を行うことが位置づけられた経緯があります。このことにより、小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、ＬＤ、ＡＤＨＤ等により、学習や生活の面で特別な支援が必要な児童生徒に対して、学校としての適切な対応が求められております。これらの状況の変化に伴い、小中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等、学校における日常活動の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする特別支援教育支援員が、個に応じた適切な教育を実施する上で一層重要となっております。国は、平成１９年度に特別支援教育支援員２万１千人相当分の地方財政措置をとることを決定されました。それに伴い、飯塚市におきましても、平成１９年度より支援員の配置を初め、児童生徒の支援に頑張っていると思います。また、学習支援を要する児童生徒の保護者は、さらに一人一人の学習や生活の状況に応じたきめ細やかな支援ができる体制をつくってほしいと常に願っております。今後とも、本当に学校と保護者が膝を突き合わせて子どもの課題を共有し、児童生徒一人一人が自己の能力を最大限に発揮できるよう、支援体制の構築を願いたいと思います。一言お願いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　おっしゃるとおり、児童生徒一人一人に応じた支援ができるように、関係機関はもちろん、家庭、地域、学校が連携をいたしまして、きめ細やかな支援体制を構築しなければならないというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　ありがとうございます。最後に教育長、飯塚市教育研究所だよりを読ませていただきますと、令和２年２月２７日に教諭８名が１年間の教育研究を発表し、地方教育事務所の指導主事の方より一人一人に丁寧な指導助言をいただいたとありました。このように、本当に筑豊教育事務所、飯塚市教育委員会、現場の先生たちが三位一体となり、今まで私がるる質問してきた内容を研究して、みんなで共有したら少々の問題はなくなると思うんですよ。本当に今後も、いろんな課題に取り組んでいただければと思っております。どうぞ、教育長のお考えを一言、お願いします。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（武井政一）

　質問者が教育研究所の広報物のお話をされましたけれども、言われますように各学校や個々の先生方も教育課題の解決に向けて、効果的な指導や支援のあり方について、創意工夫を積み重ねておられますので、私どもといたしましては、そういう実践や研究を奨励するとともに、広報物あるいは研修会で、そういったものの成果やノウハウを多くの学校に発信してまいりたいと思います。こういったことも含めて、今後とも、学校等と連携をしながら、あるいは支援をしながら、さまざまな教育課題の解決を図ってまいりたいと思っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　大変ありがとうございます。次に、学校給食についての質問をいたします。食物アレルギーがある児童生徒が全国的に増加していると言われています。市の小中学校では、食物アレルギーがある児童生徒は何人いるのでしょうか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　令和２年１１月２０日現在で確認いたしましたところ、給食におきまして、卵、甲殻類、ナッツ類などの食物アレルギーの対応をしている児童生徒の人数は小学校で１１５人、中学校で３２人、小中一貫校で３０人、計１７７人となっております。また、牛乳など給食の一部を停止している児童生徒の人数は小学校７７人、中学校２３人、計１００人、合計で２７７人となっております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　食物アレルギーのある児童生徒がかなりいますが、食物アレルギーで緊急搬送となった事例があれば、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　本年１０月末日現在、緊急搬送の事例として２件報告が上がっております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟委員。

○２４番（平山　悟）

　緊急搬送となった場合、その後はどのような対応がとられているのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　緊急搬送となった場合につきましては、医師の検査結果をもとに、アレルギー対応会議等を開催し、職員の共通理解を図るなどの対策を行っております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　食物アレルギー対応会議などの対策はとられているようですが、今後も児童生徒が大事に至らないように、小中学校食物アレルギー対応指針に基づいて、今後も研究検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行い、充実を図っていただきたいと思っております。どうぞお願いします。

次に、給食費の徴収について質問いたします。給食費は月額で決まっていますが、全て徴収できていますか。また、収納状況と滞納繰越額がどのくらいあるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　令和元年度の決算額で申し上げます。小学校は調定額３億２７６万６４６９円に対しまして、収入済額２億９９５０万５３３４円、未納額３２６万１１３５円、徴収率９８．９１％となっておりまして、未納者は２４５人となっております。中学校は調定額１億６００６万４７９７円に対しまして、収入済額１億５８３８万８６６０円、未納額１６７万６１３７円、徴収率９８．９５％となっておりまして、未納者は１２０人となっております。

次に、滞納繰越額につきまして申し上げます。小学校は調定額２０３９万２１５１円に対し、収入済額３２８万８７２円、未納額１７１１万１２７９円、収納率１６．０９％、未納者は４３９人となっております。中学校は調定額１４４３万６９１９円に対し、収入済額１６３万９９６０円、未納額１２７９万６９５９円、収納率１１．３６％、未納者は３７７人となっております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　未納となっているご家庭があるようですが、どのような理由で未納になっているのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　給食費につきましては、さまざまな理由により未納となっていることが考えられます。就学援助制度には該当しないものの、ある程度の収入がありながら、家計の中での支出のやりくりの結果、給食費の支払いが後回しになっているようなケースもございます。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　未納となっているご家庭がある一方で、きちんと納めているご家庭もあります。公平性を保つためにも未納となっているご家庭に対しては、どのような対応をしておりますか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　給食費の納入期限を過ぎても、お支払いが確認できない場合は、飯塚市学校給食事業滞納給食費取扱要領に基づきまして、年間を通じて、３回以上催告を行っております。また、納入相談等を経てもお支払いに応じていただけない場合につきましては、民事訴訟法に基づく支払督促申し立て等の法的措置を講じ、公平性の確保に努めております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　給食費の滞納繰越額が、約３千万円とかなり大きな数字となっております。給食費の徴収については、やはり今後も不公平のないようにしっかりと取り組んでいかれるように要望したいと思います。

次に、学校給食の地産地消について質問いたします。学校給食では、さまざまな食材を使って給食を提供していると思いますが、年間の食材費用は幾らでしょうか。また、地場産の食材をどのくらい使っているのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　まず、地場産の範囲につきましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町で収穫されたものとしてご説明を申し上げます。地場産の食材といたしましては、お米、大豆、タマネギ、ナス、カボチャ、里芋、小松菜などがございます。年間の給食の食材費用につきましては、令和元年度の決算額で申し上げますと、小学校が３億３０３万４千円、中学校が１億６２２３万７８３６円、合計が４億６５２７万１８３６円となっております。この中で、全体の購入量に占める地場産の割合は５．７２％となっております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　全体の購入量に占める地場産の食材の割合が５．７２％と大変少ないと思いますが、もっと地場産の食材を学校給食に取り入れることはできないのでしょうか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　全小中学校でご家庭に配付いたしております献立表の中で、いいづかの台所といたしまして、毎月市内でとれた食材を活用した給食をご紹介いたしております。御承知のとおり、市では飯塚市学校給食運営基本方針に基づき、全小中学校で統一献立を実施いたしております。このため、地場産の食材を活用するといたしましても、食材の数量、納期と納入計画を立てまして、一定量を確保する必要がございますことから、今後、食材の購入先でございます福岡嘉穂農業協同組合や栄養教諭等、関係者のご意見もいただきながら、調整をしてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　それでは、給食の残食量とその処分はどのようになっておりますか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　給食の残菜の状況につきましては、平成３０年度は小学校が３．８％、中学校が１．３６％、全体で２．９４％となっております。令和元年度は小学校が３．８６％、中学校が０．７％、全体で２．７８％となっております。なお、給食の残菜の処分につきましては、ごみ運搬業務委託を行っておりまして、一部は養豚業者への委託となっております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　食育いいづかを読んでみますと、１１月は地産地消月間となっております。地場産と言いながら提供されている食材は、福岡県産が非常に多いんですよね。飯塚市産の食材が本当に非常に少ないようです。私の考える地産地消は、飯塚市でとれた食材を学校給食で消費することだと思っております。先ほどの答弁で、給食の食材費用が年間４億６５００万円もある中で、地場産の割合が５．７２％と非常に少ないと思います。全小中学校統一献立をする中で、飯塚市産の食材を確保することは大変難しいと言いましたが、今後、農協や地元農家の方々と話をされて、飯塚市産の食材が多く活用できるように計画的に取り組んでもらいたいと思いますが、どうでしょうか。それと、また食べることは生涯にわたって続く基本的なことです。文部科学省は「早寝早起き朝ごはん」運動を推進しております。学校給食を通じた食育を推進することで、少しでも食べ残しが減っていくよう、取り組んでいかれることを要望しますけれども、その前に、農協や地元農家の方々と話をされて、飯塚市産の食材が多く活用できるように取り組んでほしいということの答弁をお願いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　農協、それから関係者、栄養教諭等と一緒になって調査を進めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　大変ありがとうございます。やっぱり地元産を使えば食べる子どもたちも、地域の知っているおじいちゃんがつくったとか、おばあちゃんがつくったとかとなると、食が全然違うと思うんですよね。よろしくお願いします。

次に合併前、学校給食は旧飯塚市と旧頴田町が給食センターで調理し、そのほかは自校方式で調理されていました。合併後は自校方式の調理場が整備されて、給食センターが廃止となりました。この整備状況について、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　給食調理場の調理方式につきましては、飯塚市学校給食運営基本方針に基づきまして、自校方式の調理場の整備を平成２４年度から伊岐須小学校、平成２５年度から立岩小学校、飯塚東小学校、飯塚第一中学校、二瀬中学校及び小中一貫校頴田校、平成２６年度から菰田小学校、片島小学校及び飯塚第二中学校、平成２７年度から鯰田小学校及び飯塚小学校、平成２８年度から２９年度にかけまして小中一貫校幸袋校、平成２８年度から３０年度にかけまして小中一貫校穂波東校、平成３０年度に小中一貫校飯塚鎮西校の整備が完了いたしまして、平成３０年度より鎮西校から配送される八木山小学校を含めまして、全小中学校で自校方式による給食調理を実施いたしております。なお旧穂波町、旧筑穂町及び旧庄内町の小中学校におきましては、合併前より自校式による給食調理を実施いたしておりました。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　先日、小中一貫校頴田校を訪問したときに、給食調理室の換気口から虫が侵入していたと聞きましたが、この対応についてはどのようになっているか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ご指摘のとおり、小中一貫校頴田校の給食調理室の換気口から虫の侵入が発生したため、虫の侵入を防止するための補修を既に実施済みでございます。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　また、１０月末には文部科学省の事業で小中一貫校頴田校に衛生管理にかかわる調査があり、給食調理室内の壁と床の張りかえを行うよう指導があったと聞きました。この対応についてもお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　学校給食の衛生管理等に関する調査研究が、文部科学省の事業で実施されております。この事業は、衛生管理状況の調査を行い、衛生管理の徹底を図るための改善指導でございます。本年度は小中一貫校頴田校で１０月３０日に実施され、給食調理室内の補修等について指導を受けておりまして、当該指摘事項につきましては、来年度に補修等を行い、適切に対応してまいります。

○議長（上野伸五）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　安全安心な給食の提供には、衛生的な環境で調理されることが重要だと思います。市内には２４カ所の給食施設がありますが、施設の古いところもあると思います。全てのところで調理施設の衛生管理の徹底を努められるように要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、１２月１４日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　４時１９分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

　（　欠席議員　　１名　）

２５番　　古　本　俊　克

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　久　原　美　保

都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　渡　部　淳　二

都市建設部次長　　中　村　洋　一

企業局次長　　本　井　淳　志

農業委員会事務局長　　田　中　善　広